

平成 28 年度～平成 35 年度

第 2 期 三芳町 教育振興 基本計画



豊かな知性と感性を
はぐくむ三芳教育

生きる力をはぐくみぬくもりのある
豊かな地域社会を拓く

三芳町・三芳町教育委員会

[平成 28 年 4 月]

第2期三芳町教育振興基本計画

豊かな知性と感性をはぐくむ三芳教育

～生きる力をはぐくみぬくもりのある豊かな地域社会を拓く～

平成28年度～平成35年度

三芳町・三芳町教育委員会

ごあいさつ



本町は、みどり豊かな武蔵野の雑木林や三富新田に代表される田園風景が広がる、自然と都市が調和した町です。

このすばらしい環境の中で、先人たちがたゆまぬ努力によって創りあげてきた歴史や地域に根ざした文化、そして自然と調和して生活する知恵が、今日まで大きな財産として受け継がれ、

子どもたちの豊かな人間性と創造性をはぐくんでいます。

町の最高の財産は、そこに住み、働き、学ぶすべての人々です。そして、人々がともに支えあい、生きがいと誇りを持って暮らし、輝くことのできる町には、「人づくり」が不可欠です。そこに大きな役割を担うのが「教育」です。教育に寄せられる住民の皆様の期待は切実であり、時代の変化とともにますます大きくなっています。

次代を担う子どもや若者が、希望を持って、未来に向かい前進していける環境整備、そして地域社会、家族形態の変容に対応しながら社会の絆を再構築していくことが、これからの私たちの責任であり、使命だと考えます。

そうした中、教育基本法の改正を踏まえ、三芳町教育振興基本計画を策定し、本町教育の振興に取り組んできましたが、このたび計画が最終年度を迎えるに当たり、これまでの教育理念を継承しつつ、新たに第2期三芳町教育振興基本計画を策定いたしました。

今後、本計画の実現に向け、学校、家庭、地域と関係団体が一体となって施策を推進し、すべての住民の皆様に教育に携わっていただき、ともに取り組んでいくことが何よりも重要ですので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりご尽力いただきました三芳町教育振興基本計画策定委員会、教育委員会委員の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成28年4月

三芳町長 林 伊佐雄

第2期三芳町教育振興基本計画策定にあたって

三芳町教育委員会では、平成24年度から平成27年度までを計画期間とした「三芳町教育振興基本計画『豊かな知性と感性をはぐくむ三芳教育』」に基づき、教育に関する諸課題の解決に積極的に取り組んでまいりました。

この間、国においては、平成25年6月に「第2期教育振興基本計画」が策定され、4つの基本的方向性のもと、様々な施策を講じていくこととされました。また、埼玉県では、平成26年度を計画初年度とする「第2期 生きる力と絆の埼玉教育プラン」を策定し、子どもたち一人一人の「生きる力」を確実に伸ばす教育など、多くの特色ある取組を進めています。

こうした中、三芳町教育委員会では、平成26年度から関係部署による三芳町教育振興基本計画検討委員会を立ち上げ、次期計画実施に向けて検討を重ねてまいりました。

さらに、教育に関する様々な分野で、豊富な実践、研究等重ねられた方及び住民の代表の方に三芳町教育振興基本計画策定委員会に委員としてご参加いただき、慎重なる協議を重ね、このたび「第2期三芳町教育振興基本計画『豊かな知性と感性をはぐくむ三芳教育』」を策定しました。

もとより、教育行政の推進にあたりましては、町当局を始め、教育機関、家庭、地域社会の連携・協力が重要です。第1期計画から継承した本町教育の基本理念を踏まえ、「生きる力をはぐくみぬくもりのある豊かな地域社会を拓く」教育の振興を図るべく諸施策を着実に進めてまいりますので、皆様の一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年4月

三芳町教育委員会

目次

三芳町教育委員会の組織	1
施策体系図	2

第1章 総論

第2期三芳町教育振興基本計画概要	8
1 計画策定の趣旨・背景	
2 計画期間	
3 計画の位置付け	
4 教育を取り巻く社会の動向	
5 第1期計画の総括	
計画の全体像	13
1 基本理念	
2 基本方針	
3 基本目標、主要な施策、主な取組	

第2章 施策

基本方針1 未来を拓く学びの力

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

1 確かな学力の育成	16
2 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進	18
3 時代の変化に対応する教育の推進	20
4 進路指導・キャリア教育の推進	22
5 特別支援教育の推進	24

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

1 豊かな心をはぐくむ教育の推進	26
2 教育相談・生徒指導の充実	28
3 人権を尊重した教育の推進	30
4 体力の向上と学校体育・健康教育の推進	32

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

- 1 教職員の資質能力の向上……………34
- 2 学習環境の整備・充実……………36
- 3 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進……………38

基本目標Ⅳ 安心・安全な教育環境の整備

- 1 子どもたちの安心・安全の確保……………40
- 2 学校給食の充実……………42

基本方針2 生涯にわたる学びと活動の場

基本目標Ⅰ 家庭・地域の教育力の向上

- 1 家庭教育支援……………44
- 2 青少年健全育成活動の推進……………46

基本目標Ⅱ 社会教育活動等の推進

- 1 社会教育活動の充実……………48
- 2 人権教育活動の推進……………50
- 3 公民館活動の充実……………52
- 4 図書館サービスの充実と読書活動の推進……………54
- 5 芸術文化活動の推進……………56

基本目標Ⅲ スポーツ・レクリエーションの推進

- 1 スポーツ・レクリエーション活動の推進と健康づくり……………58
- 2 スポーツ指導者の育成とスポーツ活動支援……………60

基本目標Ⅳ 文化財の保護と郷土学習の推進

- 1 文化財の保存と活用……………62
- 2 資料館活動の充実……………64

第3章 計画の推進

計画を推進するために……………68

1 社会との関係、支援・協力

2 学校や社会教育機関等の活動、連携・協力体制の強化

指標一覧……………70

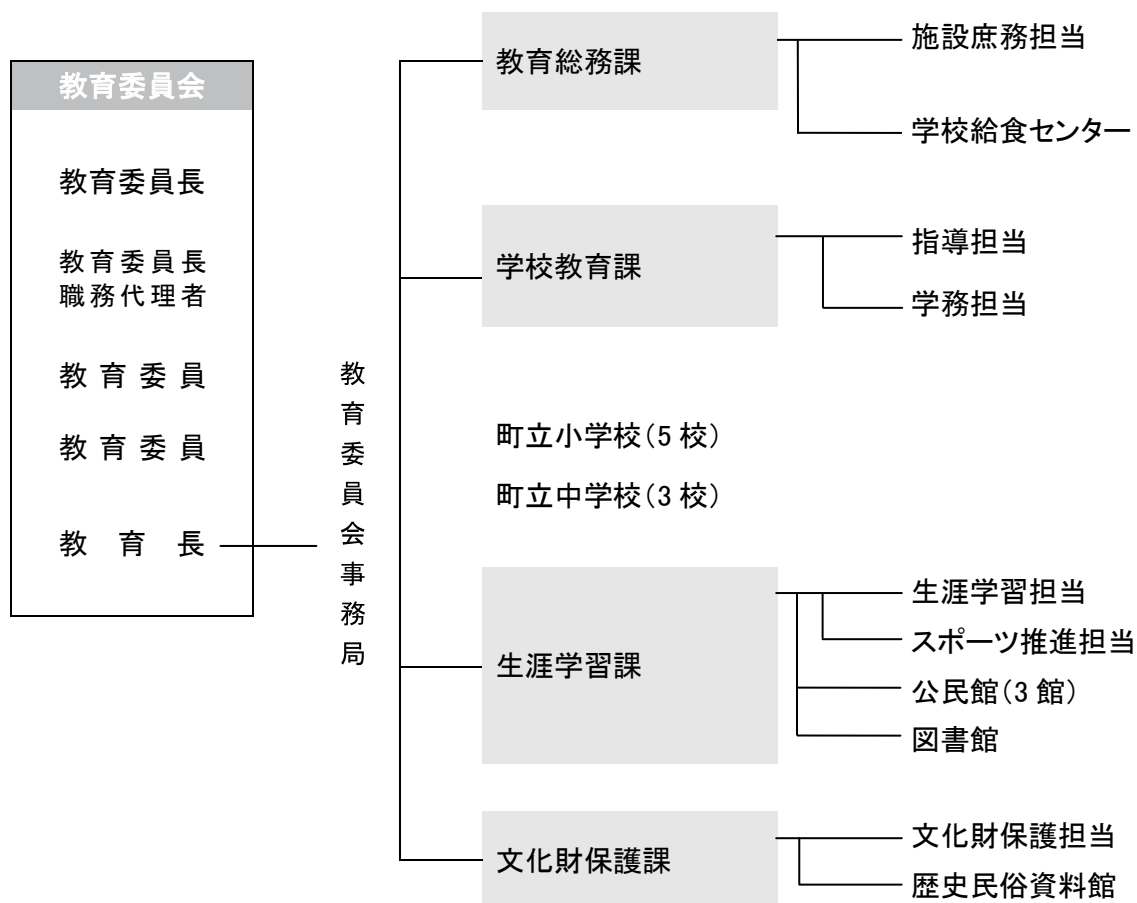
資料

計画策定の経緯……………76

三芳町教育振興基本計画検討委員会設置要綱……………78

三芳町教育振興基本計画策定委員会設置要綱……………80

三芳町教育委員会の組織



施策体系図

基本理念 「豊かな知性と感性をはぐくむ三芳教育」
 ～生きる力をはぐくみぬくもりのある豊かな地域社会を拓く～

基本方針 1 未来を拓く学びの力		
変化の激しい社会を主体的に生きるための知性を高め、心身ともに健康で感性豊かな心と創造性をはぐくみ、志を持って自らの未来を切り拓くたくましい人間を育成します。		
基本目標	主要な施策	主な取組
I 確かな学力と自立する力の育成	1 確かな学力の育成	(1) 「教育に関する3つの達成目標（学力）」の推進
		(2) 各種学力・学習状況調査結果等の分析と活用の推進
		(3) 確かな学力の育成を図る指導内容・指導方法の工夫・改善
		(4) 少人数指導等の個に応じたきめ細かな指導の充実
		(5) 小中学校9年間を一貫した教育の推進
		(6) 保・幼・小の連携と相互交流の推進
	2 伝統と文化を尊重しグローバル化に対応する教育の推進	(1) 伝統と文化を尊重する教育の推進
		(2) グローバル化の進展に対応する力をはぐくむ教育の推進
		(3) 小学校段階からの外国語教育の推進
		(4) 帰国・外国人児童生徒等への教育の充実
	3 時代の変化に対応する教育の推進	(1) 情報活用能力の育成
		(2) 科学技術教育の推進
		(3) 環境教育、資源・エネルギー教育の推進
		(4) 社会的課題に対応する教育の推進
	4 進路指導・キャリア教育の推進	(1) 発達段階に応じた組織的・系統的な進路指導・キャリア教育の推進
		(2) 職場体験活動等の啓発的経験の充実
	5 特別支援教育の推進	(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の推進
		(2) 就学支援の充実
		(3) 校内支援体制の整備・充実と連携の強化
		(4) 関係機関との連携

基本目標	主要な施策	主な取組
Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成	1 豊かな心をはぐくむ教育の推進	(1) 「教育に関する3つの達成目標（規律ある態度）」の推進
		(2) 道徳教育の充実
		(3) 豊かな体験活動の推進
		(4) 読書活動の推進
	2 教育相談・生徒指導の充実	(1) 教育相談活動の推進
		(2) いじめ対策の推進
		(3) 不登校対策の推進
		(4) 生徒指導体制の充実
		(5) 非行・問題行動の未然防止・早期発見・早期対応
	3 人権を尊重した教育の推進	(1) 人権教育推進体制の充実
		(2) 人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善
		(3) 児童虐待から子どもを守る学校づくりの推進と関係機関との連携
		(4) 三芳町子どもを守る地域ネットワーク協議会との連携
	4 体力の向上と学校体育・健康教育の推進	(1) 「教育に関する3つの達成目標（体力）」の推進
		(2) 体力の向上、学校体育の充実
		(3) 健康教育の充実
(4) 食育の充実		
(5) 性に関する指導や薬物乱用防止教育の推進		
(6) 運動部活動の充実		
Ⅲ 質の高い学校教育の推進	1 教職員の資質能力の向上	(1) 質の高い人材の育成と教職員研修の充実
		(2) 人事評価制度の活用
		(3) 教職員モラルの向上
		(4) 子どもと向き合う時間の確保と環境づくりの推進
		(5) 教職員の心身の健康保持
	2 学習環境の整備・充実	(1) 教材教具の整備と活用の工夫
		(2) 学校図書館の整備・充実
		(3) ICT環境の整備
		(4) 就学援助による保護者への支援の充実
	3 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進	(1) 「彩の国教育の日」「彩の国教育週間」の取組の推進
		(2) 「学校応援団」の活動の充実
		(3) 「学校評議員制度」「学校評価」の効果的な活用と教育活動の積極的発信
		(4) P T A活動との連携や地域の行事等への積極的な参加

基本目標	主要な施策	主な取組
Ⅳ 安心・安全な教育環境の整備	1 子どもたちの安心・安全の確保	(1) 学校施設・設備の整備
		(2) 安全教育の充実
		(3) 学校の危機管理体制の整備・充実
		(4) 学校・家庭・地域が連携した安全教育、安全管理の推進
	2 学校給食の充実	(1) 衛生管理の徹底
		(2) 給食内容の充実
(3) 食育の推進		

基本方針 2 生涯にわたる学びと活動の場		
すべての住民が、みどり豊かな「ふるさと三芳」に誇りと愛着を持ち、豊かな人生を送るため、生涯にわたって主体的に学び、その成果を生かすことのできる活力ある生涯学習社会を目指します。		
基本目標	主要な施策	主な取組
Ⅰ 家庭・地域の教育力の向上	1 家庭教育支援	(1) 家庭教育学級事業の推進
		(2) 学校との協力による「親の学習」活動の推進
		(3) 子ども・子育て支援活動のための関係機関との連携
	2 青少年健全育成活動の推進	(1) 「子ども110番の家」事業による安心・安全の推進
		(2) 学校・関係団体との連携による非行・いじめ防止
		(3) 地域・学校との協働による青少年健全育成の推進
Ⅱ 社会教育活動等の推進	1 社会教育活動の充実	(1) 教育機関との連携による活動支援
		(2) 団体・NPO・民間事業者との連携・協働
		(3) 社会教育計画の策定
	2 人権教育活動の推進	(1) 今日の人権課題における人権教育の推進
		(2) 地域社会、学校との協働による人権教育の推進
	3 公民館活動の充実	(1) 利用者のニーズに対応した安心・安全な施設の提供
		(2) だれでも気軽に利用できる公民館の運営
		(3) 公民館事業の充実
		(4) 地域住民主体の学習活動の支援

基本目標	主要な施策	主な取組
Ⅱ 社会教育活動等の推進	4 図書館サービスの充実と読書活動の推進	(1) 図書館資料の整備・充実
		(2) 予約・レファレンスサービスの充実
		(3) 読書の動機付け事業等の充実
		(4) 学校図書館との連携
		(5) 子どもの読書活動推進
		(6) 「よみ愛・読書のまち」の推進
	5 芸術文化活動の推進	(1) 芸術文化活動の充実
		(2) 住民が主役となる芸術文化活動の推進
		(3) 子どもたちを中心としたアウトリーチ活動の充実
		(4) 芸術文化活動による住民サービスの充実と活動の推進
Ⅲ スポーツ・レクリエーションの推進	1 スポーツ・レクリエーション活動の推進と健康づくり	(1) スポーツ・レクリエーション活動の総合的な推進
		(2) スポーツ推進計画等の策定
		(3) 指定管理者とのパートナーシップの充実
		(4) スポーツ施設の整備・充実
		(5) 総合型地域スポーツクラブの育成
	2 スポーツ指導者の育成とスポーツ活動支援	(1) スポーツ指導者の育成・支援
		(2) 団体・NPO・民間事業者との連携・協働
Ⅳ 文化財の保護と郷土学習の推進	1 文化財の保存と活用	(1) 遺跡の周知と記録保存調査の実施
		(2) 指定文化財の保護・拡充
		(3) 郷土芸能の保護と育成支援
	2 資料館活動の充実	(1) 資料収集・資料保存の充実
		(2) 展示事業の充実と推進
		(3) 郷土学習、体験事業の展開

第1章 総論

第2期三芳町教育振興基本計画概要

- 1 計画策定の趣旨・背景
- 2 計画期間
- 3 計画の位置付け
- 4 教育を取り巻く社会の動向
- 5 第1期計画の総括

計画の全体像

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 基本目標、主要な施策、主な取組

第 2 期三芳町教育振興基本計画概要

1 計画策定の趣旨・背景

三芳町教育委員会では、平成 18 年 12 月に教育基本法が改正されたことに伴い、町の実情に即した教育の理念や方針を基に、学校教育と社会教育を柱とした、教育振興のための施策に関する基本的な計画として、「三芳町教育振興基本計画『豊かな知性と感性をはぐくむ三芳教育（平成 24 年度～平成 27 年度）』」（以下「第 1 期計画」という。）を策定し、本町教育の振興に取り組んできました。

この間、国においては、平成 25 年 6 月に計画期間を平成 29 年度末までとする「第 2 期教育振興基本計画」が策定され、社会を生き抜く力の養成、未来への飛躍を実現する人材の養成、学びのセーフティネットの構築、絆づくりと活力あるコミュニティの形成の 4 つの基本的方向性のもと、様々な施策を講じていくこととされました。

少子高齢化やグローバル化が進展している中で、社会が今後どのように変化しようとも、子どもたちが自らの力で人生を切り拓き、幸福な生涯を実現するとともに、社会の中で役割を果たすためには、「生きる力」を一層伸ばしていくことが必要であり、その中で教育の役割はますます重要となっています。

このような中で、第 1 期計画が平成 27 年度末に終了することから、平成 28 年度を計画初年度とする、「第 2 期三芳町教育振興基本計画『豊かな知性と感性をはぐくむ三芳教育（平成 28 年度～平成 35 年度）』」（以下「第 2 期計画」という。）を策定するものです。

第 2 期計画では、教育を取り巻く社会の動向や第 1 期計画の成果と課題等を踏まえるとともに、平成 28 年度からの 8 年間に取り組む町の教育に関する方向性や目標、具体的な取組等を示しています。

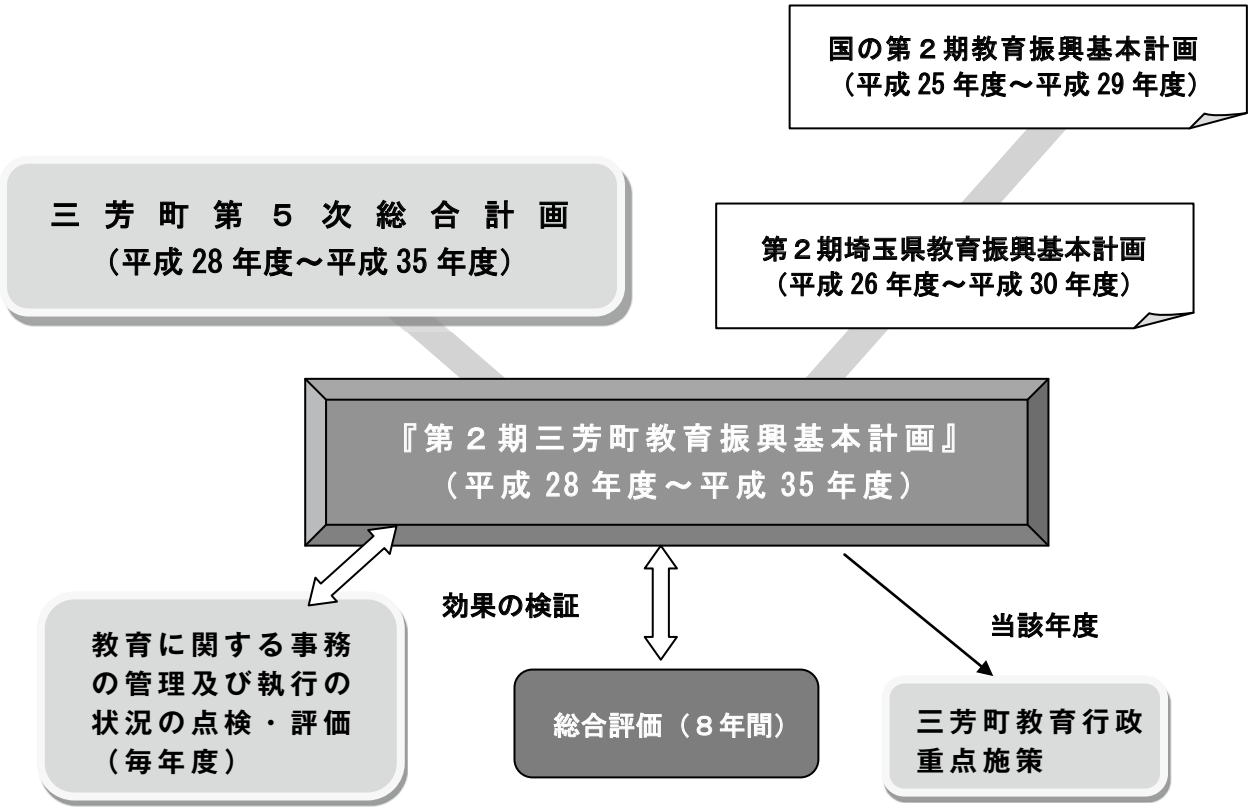
2 計画期間

- 平成 28 年度（2016 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの 8 年間です。
- 計画期間中であっても、教育を取り巻く社会状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



3 計画の位置付け

- 本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育振興基本計画として、国の第2期教育振興基本計画及び第2期埼玉県教育振興基本計画を参酌しつつ、本町教育の振興を図るために定める基本的な計画です。
- 本町の町政全般にかかる総合計画である「三芳町第5次総合計画」を踏まえた、教育行政分野における計画です。



教育基本法 (抜粋)

教育振興基本計画については、第17条に規定されています。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

4 教育を取り巻く社会の動向

(1) 少子高齢化・核家族化

少子高齢化の進展に伴って人口構造が大きく変化し、若い世代にも将来への不安感が広がっています。また、核家族化や都市化等により、地域社会における結びつきが弱まり、地域の連帯感が薄れると同時に、子育ての悩みを抱える保護者が増えています。このような状況の中で、子どもたちの豊かな人間性をはぐくむためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たし、緊密な連携のもとに、地域全体で子どもたちの成長を見守っていくことが大切です。

(2) グローバル化

近年、人・モノ・カネ・情報等が国境を超え流動化し、変化の激しい社会へ移行しています。グローバル社会を主体的に生きる人材を育成するためには、コミュニケーション能力の向上を図ることなど、外国語学習や国際理解教育を推進していくほか、個々のアイデンティティを確立し、我が国や郷土埼玉、三芳町の伝統・文化の理解を深め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う教育を行っていく必要があります。

また、外国人住民の増加に伴い、日本語指導等の支援を充実させていくことが求められています。

(3) ICTの発達・普及

急速なICT(情報通信技術)の発達と普及に伴い、情報・知識の共有やコミュニケーションの活性化など、生活が豊かで便利になる一方、インターネットや携帯電話・スマートフォンを介した犯罪も増加しています。

情報機器についての正しい知識を身に付けるため、情報活用能力を育成するとともに、情報社会のルールや情報セキュリティの知識の向上に努めていくことが必要です。

また、ICT環境のさらなる充実を図り、情報機器を様々な場面で効果的に活用する環境を整備していくことが必要です。

(4) 地球環境問題

科学技術の進歩により物質的な豊かさと便利さをもたらす一方で、地球環境に関する温暖化や食糧・エネルギー等の様々な問題が深刻化しています。

このような中で、限りある資源を大切にし、持続可能な社会の実現に向けて取り組むとともに、身近な郷土の自然にも目を向け、一人一人が自然・環境について高い関心を持って行動していくことが重要です。

また、科学技術と深く関わっている課題についての学習も必要になります。



(5) 学校教育

変化の激しい社会を主体的に生きるための知性と感性を備えた人材を育成していくためには、児童生徒一人一人に基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けさせるよう徹底を図り、それとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力と主体的に学習に取り組む態度を育成するとともに、知・徳・体のバランスのとれた教育を行う必要があります。

そのためには、教育基本法の「生きる力」という理念のもと、学習指導要領の趣旨を踏まえ、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた教育を推進していくことが重要です。

さらに、家庭や地域の人々、企業や大学、その他の機関と連携を深め、地域に根差した特色ある学校づくりを行うとともに、家庭教育や地域活動の支援に努め、活力ある地域づくりを推進していくことが必要です。

また、学校施設については、子どもたちの安心・安全を確保するとともに、災害時は緊急避難場所となる等重要な役割を担っていることから、計画的な施設・設備の整備を推進していく必要があります。

(6) 社会教育

すべての住民が豊かでゆとりのある人生を送るために、子どもから高齢者に至るまで、様々な学習・文化活動を通して、生涯にわたって主体的に学び続けることができるような教育環境の整備が求められています。また、ふるさと三芳のみどり豊かな自然や伝統文化に誇りと愛着を持てるように、文化財や地域の歴史、自然環境等に親しめる機会を充実させていく必要があります。

さらに、高齢化社会を迎え、健康で活力に満ちた生活を送るためには、スポーツ・レクリエーションに親しめる機会をつくり、健康の保持増進、体力づくりの推進に努めていくことが不可欠です。

5 第 1 期計画の総括

第 1 期計画（平成 24 年度～平成 27 年度）では、本町の教育行政を推進していくための基本的な考え方として掲げた基本理念「豊かな知性と感性をはぐくむ三芳教育」の実現に向け、様々な施策を推進してきました。

また、33 の主要な施策には 40 の施策指標を設定し、その達成状況も参考にしながら、施策の進捗状況を検証してきました。平成 26 年度末における 40 の施策指標の達成状況は、計画策定時の数値から目標値に向けて上昇しているものが 22、そのうち目標値を達成しているものが 11 となっています。

各施策の主な取組は確実に進められ、それぞれ一定の成果をあげていることから、第 1 期計画の基本理念や 2 つの基本方針、8 つの基本目標の方向性は評価することができます。

しかしながら、第 1 期計画における課題を一つ一つみていくと、未だ取組の成果が十分でない施策や、今後より一層推進すべき施策が存在することから、基本理念の実現に向けて、「生きる力をはぐくみ、ぬくもりのある豊かな地域社会を拓く」ための取組を引き続き進めていく必要があります。

このことから、第 2 期計画においては、基本的な考え方は第 1 期計画を踏襲し、基本理念は変更せずに、2 つの基本方針の方向性を継続したうえで、これまでの施策の見直しによるこれからの充実と発展、質の向上に努めます。


さらに、第 1 期計画策定以後、社会情勢の変化等により発生した新たな課題に対応するための施策を本計画に盛り込み、今後 8 年間、課題解決に向けた取組を推進します。

【第 1 期計画の主な成果】

- 各学校が学校や地域の実態を捉え、創意を生かした特色ある教育活動を展開することによって、子どもたちの確かな学力、豊かな人間性やたくましく生きるための健全な体力の育成が図られた。
- 学校施設の耐震化や空調設備の整備、登下校時の子どもの安全確保、中央公民館・学校給食センター併設施設の新設・供用が開始するなど、安心・安全で快適な教育環境の充実につながった。
- 学校・家庭・地域等の連携により、子どもの読書活動推進をはじめとする多くの事業を実施し、さらに、地元企業等と協働でハンドボール事業を展開するなど、地域の特色に合った様々な事業を通して、子どもを育てる取組が定着した。

【今後の主な課題】

- 変化の激しい社会を主体的、創造的に生き抜くために必要となる知識・技能を身に付け、他者との関わりや実生活の中で実践できるような「生きる力」を持った子どもたちを育てる必要がある。
- 社会総がかりで教育に取り組む気運を高めていくことが求められることから、今後より一層、学校・家庭・地域・関係諸機関の連携の強化を図る必要がある。
- 子どもと大人が主体的に学び合うという考えのもと、地域の学びの場をより質の高いものにし、すべての住民が豊かでゆとりのある人生を送ることができるまちづくりを進める必要がある。



計画の全体像

第2期計画の実施にあたっては、第1期計画における基本理念と2つの基本方針の方向性を継続したうえで、基本理念の実現に向けた取組を進めます。

1 基本理念

第2期計画においても、第1期計画の基本理念を継承します。

**「豊かな知性と感性をはぐくむ三芳教育」
～生きる力をはぐくみぬくもりのある豊かな地域社会を拓く～**

2 基本方針

第1期計画の方向性を継続し、学校教育と社会教育の2つの柱を基本とした基本方針により、基本目標の達成に向けて諸施策を推進していきます。

1 未来を拓く学びの力

変化の激しい社会を主体的に生きるための知性を高め、心身ともに健康で感性豊かな心と創造性をはぐくみ、志を持って自らの未来を切り拓くたくましい人間を育成します。

2 生涯にわたる学びと活動の場

すべての住民が、みどり豊かな「ふるさと三芳」に誇りと愛着を持ち、豊かな人生を送るため、生涯にわたって主体的に学び、その成果を生かすことのできる活力ある生涯学習社会を目指します。

3 基本目標、主要な施策、主な取組

上記の基本方針ごとに4つずつ、合わせて8つの「基本目標」を定め、さらに、現状と課題に沿った25の「主要な施策」、具体的な方策としての97の「主な取組」を設定し、目標達成に向けた取組を推進します。

第2章 施策

基本方針 1 未来を拓く学びの力

- 基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成
- 基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成
- 基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進
- 基本目標Ⅳ 安心・安全な教育環境の整備

基本方針 2 生涯にわたる学びと活動の場

- 基本目標Ⅰ 家庭・地域の教育力の向上
- 基本目標Ⅱ 社会教育活動等の推進
- 基本目標Ⅲ スポーツ・レクリエーションの推進
- 基本目標Ⅳ 文化財の保護と郷土学習の推進

基本目標 I 確かな学力と自立する力の育成

主要な施策 1 確かな学力の育成

現状と課題

変化の激しい社会を子どもたちが主体的、創造的に生き抜いていくためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得する必要があります。また、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力と主体的に学習に取り組む態度を養うことが重要です。

三芳町の児童生徒の学力は、各種学力・学習状況調査の結果によると、埼玉県平均とほぼ同程度ですが、知識や技能の定着や学習意欲に一部課題が見られるほか、学んだ知識や技能を活用する力の育成に一層取り組む必要があります。また、家庭学習の習慣や読書の時間にも課題が見られます。

これらの現状を踏まえ、基本的学習習慣を身に付けさせるとともに、授業改善をはじめとする学力向上に向けた取組を一層進めていくことが重要です。また、知的好奇心を刺激し、目的意識や興味関心を持たせ学習意欲を向上させていく必要があります。

今後の方向性

- 「教育に関する3つの達成目標（注1）（学力）」の取組を推進します。
- 小中学校における「全国学力・学習状況調査」「埼玉県学力・学習状況調査」の取組を推進し、結果の分析から児童生徒一人一人の学力向上と学校の課題改善に向けた取組を支援します。
- 教育課程の着実な実施とともに、学校における日々の授業を充実させるための授業改善等を進め、児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を習得させること、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を身に付けさせること、自ら進んで学習に取り組む態度を養うこと等の確かな学力を身に付けさせます。
- 児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を推進します。
- 小中学校9年間を一貫した教育（注2）を推進します。

主な取組

(1) 「教育に関する3つの達成目標（学力）」の推進

- ・教育に関する3つの達成目標「学力」に取り組み、児童生徒に「読む・書く」、「計算」の基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせます。

(2) 各種学力・学習状況調査結果等の分析と活用の推進

- ・「全国学力・学習状況調査」「埼玉県学力・学習状況調査」等の結果の分析を進め、児童生徒の基礎的・基本的な知識や技能、思考力・判断力・表現力等の活用する力と学習意欲・態度を把握し、一人一人の学力・学習意欲を確実に伸ばす指導法の工夫・改善を進めます。
- ・児童生徒一人一人の「伸び」を把握し、個々の成長記録を共有することにより、一人一人を確実に伸ばす指導の一層の充実を図ります。



(3) 確かな学力の育成を図る指導内容・指導方法の工夫・改善

- 児童生徒の学習意欲を高め、確かな学力を確実に身に付けさせるため、各種研修会の活性化、指導資料の活用等を通して、指導内容・指導方法を工夫・改善します。
- 思考力・判断力・表現力を育成するため、各教科における話すこと、聞くこと、書くこと、読むことのそれぞれに記録、要約、話し合い、説明、論述といった活動を取り入れ、言語活動の充実を図る授業展開を進めます。
- 授業において課題解決学習（注3）、体験学習等を取り入れ、児童生徒が主体的・意欲的に取り組む学習活動を展開します。

(4) 少人数指導等の個に応じたきめ細かな指導の充実

- 児童生徒一人一人の理解に応じたきめ細かな指導のため、少人数指導や習熟度別指導、補充的指導等の個に応じた指導を進めます。
- 各小中学校に、学習指導員、教育支援員、特別支援教育支援員（注4）等の町独自の職員を配置し、きめ細かな支援の充実を図ります。

(5) 小中学校9年間を一貫した教育の推進

- 中学校区ブロックで、小中学校が連携して小中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視した教育を展開することで、学習意欲の向上や「中1ギャップ」（注5）を解消し、学習指導・生徒指導の充実を図ります。
- 家庭教育啓発リーフレット（小学校低学年版・中学年版・高学年版・中学校版の4種類）を配布し、学校と家庭が連携して家庭学習の充実を図ります。

(6) 保・幼・小の連携と相互交流の推進

- 小学校生活に適應できない「小1プロブレム」（注6）を解消し、子どもの発達や学びの連続性を視野に入れ、小学校への円滑な接続を図るため、教育活動の連携や相互交流を推進します。

【用語解説】

（注1）「教育に関する3つの達成目標」…「学力」（知）、「規律ある態度」（徳）、「体力」（体）の3分野について、小中学校の各学年で確実に身に付けさせたい基礎的・基本的な内容（例：学力では学習の基礎となる「読む・書く・計算」）を具体的な目標として定めたもの。

（注2）「小中一貫教育」…小学校と中学校の課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な教育方式のこと。

（注3）「課題解決学習」…テーマについて自ら課題・仮説を立て、その解決のために主体的に取り組む学んでいく学習方法。

（注4）「学習指導員、教育支援員、特別支援教育支援員」…学級担任及び教科担任の補助として、学習指導・生徒指導、教育相談活動及び個に応じた指導を行う町独自の臨時職員のこと。

（注5）「中1ギャップ」…小学生6年生から中学生1年生への進学の時点を境に、新しい学校生活（学習や生活の変化）になじみず不適應を起こし、不登校等が急増する現象のこと。

（注6）「小1プロブレム」…基本的な生活習慣が身に付いていない等の課題があるまま小学校に入学する子どもたちによって、集団生活が成立せず、授業に支障が生じる状況のこと。

主要な施策 2 伝統と文化を尊重し グローバル化に対応する教育の推進

現状と課題

グローバル社会（注1）を主体的に生きる日本人を育成するためには、我が国や郷土埼玉と三芳の伝統と文化についての理解を深め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う教育が大切です。町内の小中学校では、総合的な学習の時間やクラブ活動の時間等に、竹間沢車人形やお囃子等の郷土芸能を体験し、学んでいる学校があります。今後も、三芳町歴史民俗資料館や地域の保存会の方々等と連携した地域学習を進めていくことが重要になります。

また、グローバル社会の進展に伴い、世界で活躍できる人材を育成するため、外国語も含めたコミュニケーション能力を高め、国際的な視野や多様な価値観を受容できる力をはぐくむことが重要になります。そのため、小学校での外国語活動や中学校での外国語教育の充実、小学校低学年から外国語に触れる機会を増やすこと、総合的な学習の時間に留学生や地域の外国人の方との交流を通して、外国の文化を体験したりして、コミュニケーションを図ることなど、発達段階に応じた国際理解を深める教育を推進する必要があります。三芳町が独自に実施している中学生海外派遣事業やマレーシアからの親善訪問団の受け入れは、その貴重な体験の場の一つであり今後も継続していくよう努めます。

また、帰国児童生徒や外国人児童生徒等への支援の充実が求められています。

今後の方向性

- 伝統と文化を尊重し、我が国と郷土埼玉や三芳を愛する態度を養うとともに、他国の歴史や文化を尊重する将来の国際人となる児童生徒を育成します。
- グローバル化の進展に対応する力をはぐくむ教育を推進するとともに、小学校の外国語活動、中学校の外国語教育を充実します。
- 帰国児童生徒や外国人児童生徒等への日本語指導など、必要な支援を行います。

主な取組

(1) 伝統と文化を尊重する教育の推進

- ・三芳町歴史民俗資料館や各芸能保存会など、地域の資源を活用しながら、我が国と郷土埼玉や三芳の伝統と文化に対する理解を深める学習を、総合的な学習の時間等を活用し、推進します。
- ・郷土に誇りが持てるよう、社会科副読本「みよし」を活用し、郷土埼玉と三芳の偉人や歴史、風土等に関する教育を充実させます。



(2) グローバル化の進展に対応する力をはぐくむ教育の推進

- 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の志を育て、視野を広げ、国際社会の平和と発展に寄与する態度、チャレンジ精神等をはぐくむ教育を推進します。
- 三芳町中学生海外派遣事業を継続実施し、ホームステイや現地校との交流など、豊かな体験を通して国際感覚を育てます。また、派遣生徒による報告会等を実施し、その成果の積極的な発信に努めます。
- マレーシア、アジア・パシフィック・スマート・スクールからの生徒を受け入れ、交流を通して多文化共生の理解を深める教育を推進します。

(3) 小学校段階からの外国語教育の推進

- 外国語指導助手（ALT）（注2）（平成27年6月現在 小学校1名中学校3名）及び、英語指導員（注3）（平成27年6月現在 小学校3名）の適切な配置に努め、教科担任や学級担任と協力して工夫した学習活動を行い、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。
- 教員の指導力や専門性の向上に努めます。

(4) 帰国・外国人児童生徒等への教育の充実

- 関係諸機関と連携を図り、日本語指導や学校生活への適応など、必要な支援を検討し可能な限り早期に個別対応を開始します。
- 日本語指導ボランティア（注4）と連携しながら、日本語に関する個別指導を実施します。



中学校の英語の授業



中学生海外派遣事業

【用語解説】

（注1）「グローバル社会」…社会の進展とともに、人、モノ、情報等あらゆるものが国際化し、他国との関わりや国際社会の動向が大きな影響を持つようになる社会のこと。

（注2）「外国語指導助手（ALT）」…Assistant Language Teacher の略。

小中学校等の英語の授業で教師を補助する外国人助手のこと。

（注3）「英語指導員」…小学校の英語活動の授業で、担任を補助する町独自で配置する日本人指導員。

（注4）「日本語指導ボランティア」…日本語を習得するために、個別指導を要する児童生徒に対応するボランティアのこと。

主要な施策 3 時代の変化に対応する教育の推進

現状と課題

グローバル化の進展やICT(注1)の発達・普及に伴い、人・モノ・カネ・情報や様々な文化・価値観が国境を越え容易に移動し、変化の激しい社会へ移行しています。そのような中で、情報活用能力の基礎的な資質や能力を育成していくことや、体験活動等を通し、環境や資源・エネルギーの問題に対応した持続可能な社会の構築のための教育、科学技術を担う人材の育成等の重要性が高まっています。

三芳町では、学校ICT環境整備の推進を図るため、平成21年度より、校内LAN、50インチデジタルテレビ、教育指導用のコンピュータ、電子黒板ユニットを整備してきました。平成27年度には、各小学校のコンピュータ室の機器入替に伴い、児童用コンピュータとして、それぞれ40台のタブレット型のパソコンを導入しました。これらの情報機器を効果的に活用することで、児童生徒の学習意欲を喚起し、分かりやすく魅力のある授業を実現していきます。

さらに、民主的な社会、共助の社会を築いていく基礎として、国家・社会の形成に主体的に参画する国民を育成することが求められています。

これからの社会を担う子どもたちは、直面する様々な課題に向き合い、時にリーダーシップを発揮しながら解決していく力を身に付けている必要があります。

今後の方向性

- 観察・実験を通して理科への興味を高めるとともに、科学技術に関する素地を育成します。
- 学校ICT環境を整備するとともに、効果的な活用を推進します。
- 情報化社会の進展に対応できる児童生徒の情報活用能力を育成します。
- 持続可能な循環型社会(注2)の一員としての自覚を高める環境教育を推進します。
- みどりの学校ファーム(注3)をはじめとする児童生徒の体験学習の推進をします。
- 福祉・ボランティア、エネルギー問題、消費者教育、選挙や納税、放射能に関する教育等今日的な社会課題に対応する教育を推進します。

主な取組

(1) 情報活用能力の育成

- ・情報の「取捨選択」「共有化」「処理・活用」「発信」など、児童生徒の情報活用能力を育成し、発表、記録、要約、報告といった知識・技能を活用して行う言語活動の基盤を育成します。
- ・情報機器についての正しい知識を身に付けさせ、家庭と連携しながら情報社会のルールや情報セキュリティの適切な指導を行います。
- ・学校ICT環境の充実を図り、様々な場面で効果的な活用をします。



- コンピュータ研究員が I C T 活用リーダーとなって、学校の情報教育を推進できるように努め、多くの教員が I C T を活用した実践的な指導ができるよう、指導力の向上のための研修を充実します。

(2) 科学技術教育の推進

- 埼玉県が主催する小学校理科実践的指導力向上研修会等に、計画的に教員を派遣し、理科指導の充実を図ります。
- 理科支援員（注4）を配置することで観察・実験を充実させ、理科好きの児童を育成します。
- 理科担当教員の専門性を高めるために、様々な研修に派遣します。

(3) 環境教育、資源・エネルギー教育の推進

- 三芳町の豊かな自然や先人の残した循環型農業の姿など、身近な地域の中での様々な体験活動を通して、自然に対する豊かな感受性や生命を尊重する精神、環境に関する関心等を育成します。
- 地域の農業ボランティアと連携し、みどりの学校ファームの活動の充実に努めます。
- 学校、家庭での4R活動（注5）を推進します。
- 社会科や理科、総合的な学習の時間等で、地球温暖化防止に関する学習の充実に努めます。
- 科学的なものの見方や考え方を育てる教育活動を推進し、エネルギーに関する問題など、科学技術と深く関わっている課題に対応していきます。

(4) 社会的課題に対応する教育の推進

- 社会福祉協議会と連携・協力し、福祉教育・福祉体験を実施していく中で、福祉・ボランティア等に積極的に参加しようとする態度の育成に努めます。
- 消費者団体、NPO、事業所・事業者団体等と連携しつつ、町内で展開されている消費生活に関する様々な取組について理解を深め、児童生徒が消費者として自立できるよう消費者教育を推進します。
- 「子ども議会」の開催や税務署主催の「租税教室」の実施等を通して、選挙制度や政治の仕組み、納税について理解を深め、社会の形成者としての自覚を持つ児童生徒の育成に努めます。

【用語解説】

- (注1)「I C T」…Information and Communication Technology の略称。コンピュータ・インターネット・携帯電話等を使う、情報処理や通信に関する技術を総合的に指している言葉。
- (注2)「持続可能な循環型社会」…有限な地球資源の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環を図りながら、地球生態系を維持できる社会のこと。
- (注3)「みどりの学校ファーム」…学校単位に農園を設置し、心身ともに発育段階にある児童生徒が農業体験活動を通して、生命や自然、環境や食物等に対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした埼玉県の取組。
- (注4)「理科支援員」…小学校5・6年生の観察・実験等を支援する職員。町では、小学校5校に対して2名を配置する。
- (注5)「4R活動」…リフューズ（Refuse: 必要以上のものを断る）・リデュース（Reduce: 減らす）・リユース（Reuse: 繰り返し使う）・リサイクル（Recycle: 資源として再利用する）を合わせて4R。

主要な施策 4 進路指導・キャリア教育の推進

現状と課題

社会が大きく変動する中、産業構造の変化や雇用の多様化が進んでいます。子どもたちが変化に対応し、「社会の中で生き抜く力」を身に付け、様々な課題に柔軟に、かつ、たくましく対応し、社会人・職業人として自立できることが求められています。若者の完全失業率や非正規雇用率の高さ、無業者（注1）や早期離職者の多さが指摘されています。また、中学生が高校生活を十分理解しないまま進学してしまった場合に中途退学するケースが多く、将来の進路に関する情報の提供を強化する必要があります。

児童生徒が、学校での学習や諸活動に積極的に取り組むことを通して、人との関わりの中で自分の価値を見だし、社会での職業や勤労について理解し、自分の将来の生き方について夢や希望、しっかりとした認識が持てるよう、指導・援助する必要があります。また、学校・地域・企業等が連携・協力し、児童生徒の職業観・勤労観を育成する必要があります。

今後の方向性

- 小中連携のもと、小学校段階から教育活動全体を通し、組織的・系統的な進路指導・キャリア教育（注2）の充実を図ります。
- 将来働くことについて意欲や関心が持てるように、学校・地域・企業等が一体となって、進路指導・キャリア教育に関する啓発的経験を充実させます。
- 学級活動における進路学習の充実を図ります。
- 児童生徒が自己の能力や個性を最大限に発揮できるよう指導の充実を図ります。

主な取組

(1) 発達段階に応じた組織的・系統的な進路指導・キャリア教育の推進

- ・児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達段階に応じた進路指導・キャリア教育を推進します。
- ・社会人・職業人として自立できるよう、地域や地元企業と連携・協力し、児童生徒の勤労観・職業観を育成します。
- ・生徒がより適切で主体的な進路選択を実現できるよう、進路指導・進路相談を充実します。
- ・各中学校において、進路指導・キャリア教育を充実するため、地元で活躍する企業人等を学校に招き、ふれあい講演会（注3）を実施します。

(2) 職場体験活動等の啓発的経験の充実

- ・各教科における様々な学習活動（実験・実習等）を通して、得意・不得意、興味・関心など、自らの可能性の発見及び伸長を図ります。



- 小学校段階から、当番活動や係・委員会活動等の日常的な役割を意図的に与え、責任を持って果たすことにより、自分の所属する集団に貢献することや働く喜びを実感させます。
- 上級学校調べ・訪問、職業調べ・見学・訪問、職場体験活動など、進路選択に関する情報の獲得に役立つ諸体験を充実させます。
- 各中学校において、職業観・勤労観を育成するため、地域の企業や施設等における職場体験を実施します。

＊平成26年度の実績

A 中学校		B 中学校		C 中学校	
参加生徒	協力事業所	参加生徒	協力事業所	参加生徒	協力事業所
151人	34事業所	141人	49事業所	70人	22事業所



職場体験



ふれあい講演会

【用語解説】

- (注1)「無業者」…高校や大学等の学校及び予備校、専修学校等に通学しておらず、配偶者のいない独身者であり、ふだん収入を得ることを目的とした定職を持っていない15歳以上34歳以下の個人のこと。
- (注2)「キャリア教育」…一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。
- (注3)「ふれあい講演会」…主に地域で活躍する方を招き、生徒の将来の夢や希望をはぐくみ、進路に対する意識を高めるために行う講演会。

主要な施策 5 特別支援教育の推進

現状と課題

三芳町では、ノーマライゼーションの理念に基づく教育（注1）を推進し、特別支援教育の充実に取り組んできました。小学校2校、中学校1校に特別支援学級、小学校1校に通級指導教室を設置し、特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、個々の教育的ニーズに応じた支援が充実するよう努めています。障がいのあるなしにかかわらず、互いの人格と個性を尊重し支え合い、それぞれの多様な在り方を相互に認め合える共生社会（注2）の実現に向けて、より一層、特別支援教育を推進していく必要があります。また、特別支援学校や特別支援学級等で学ぶ児童生徒に加え、通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童生徒に対しても早期からの支援が必要です。

児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援を行う体制づくりを進めるとともに、教育環境の整備を図っていきます。

今後の方向性

- 一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うため、就学支援の充実を図ります。
- 共生社会の実現に向けた連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。
- 特別支援教育コーディネーター（注3）を中心とした校内支援体制の充実を図ります。
- 特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別な教育的支援が必要な児童生徒への指導・支援体制の充実を図ります。

主な取組

（1）一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の推進

- ・特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して、早期から教育的ニーズの把握を行い、個別の教育支援計画等を作成し、適切な支援に努めます。
- ・特別支援教育コーディネーターを中心として、校内委員会や校内研修の充実を図るとともに、関係諸機関との連携、スクールカウンセラー（注4）やスクールソーシャルワーカー（注5）の活用を通して、ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進に努めます。

（2）就学支援の充実

- ・校内就学支援委員会の充実を図るとともに、特別な教育的支援が必要な児童生徒の個別の支援計画、指導計画を作成し、長期的視点に立ち一貫した支援に努めます。
- ・就学前から就学後までを見通して、教育・福祉・保健・医療が一体となり、早期から継続した多様な情報提供や相談会を実施し、きめ細かで柔軟な対応に努めます。
- ・三芳町就学支援委員会の充実を図り、専門医、臨床心理士、福祉関係者、特別支援教育アドバ



イザー（注6）、特別支援学校コーディネーター等の専門家の意見も取り入れ、支援が充実するよう努めます。

（3）校内支援体制の整備・充実と連携の強化

- 通常学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校が連携して、学校全体で一人一人に応じた適切な支援を計画的に行います。
- 共生社会の形成を目指した教育の推進のため、支援籍学習（注7）等の交流及び共同学習を実施し、その充実に努めます。

（4）関係機関との連携

- 幼稚園、保育所（園）、みどり学園との連携を図り、特別な支援が必要な就学前児童の教育的ニーズを早期に把握し、より適切な就学についての支援に努めます。
- こども支援課、福祉課、保健センター、児童相談所など、関係機関との連携を深め、特別な支援が必要な児童生徒の情報の共有化を図り、児童生徒や保護者の支援の充実に努めます。

【用語解説】

（注1）「ノーマライゼーションの理念に基づく教育」…障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きることこそノーマルであるという考えに基づく教育のこと。

（注2）「共生社会」…これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。

（注3）「特別支援教育コーディネーター」…学校内の関係者間の連携・協力、特別支援学校等の教育機関、医療機関、福祉機関との連携・協力の推進役。

（注4）「スクールカウンセラー」…いじめ・不登校等の問題の重要性に鑑み、児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識や技能を有し、臨床心理士の資格や心理臨床業務、相談業務の経験のある者を埼玉県教育委員会が各中学校や教育機関に配置し、児童生徒、教職員、保護者への助言・援助を行うとともに心の相談に当たる者。

（注5）「スクールソーシャルワーカー」…教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒等が置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークを活用し、問題を抱える児童生徒等に支援を行う専門家。

（注6）「特別支援教育アドバイザー」…特別な支援を要する児童生徒について、臨床発達心理士の立場から支援の方法についてアドバイスをする者。

（注7）「支援籍学習」…障がいのある児童生徒が、在籍する学校または学級以外にも籍を置いて、必要な学習活動を行うこと。

主要な施策 1 豊かな心をはぐくむ教育の推進

現状と課題

子どもたちを取り巻く環境の変化や家庭・地域社会の教育力の低下が指摘される中、子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性をはぐくむ必要があります。

そのため、家庭と連携して学校の教育活動全体を通じた道徳教育や、他者や社会、自然環境と積極的に関わる体験活動を推進することが必要です。

また、読書は知識を広め心を豊かにするなど、人生をより良く生きるために欠かせないものであり、子どもの読書活動をより一層充実させていくことが大切です。

今後の方向性

- 「教育に関する3つの達成目標（規律ある態度）」の取組を推進します。
- 道徳教育に関する全校的な指導体制を確立し、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。
- 児童生徒の豊かな人間性や社会性をはぐくむため、体験活動を推進します。
- 子どもたちが自ら読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付けていけるよう、学校・家庭・地域における子どもたちの読書活動を推進します。

主な取組

(1) 「教育に関する3つの達成目標（規律ある態度）」の推進

- ・児童生徒に基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けさせる指導を徹底します。

(2) 道徳教育の充実

- ・児童生徒の発達段階に応じた道徳教育の取組を推進します。埼玉県独自の道徳教材「彩の国の道徳」(注1)等を活用したり、家庭用「彩の国の道徳」の活用を図るなど、家庭・地域社会との相互の連携を図ったりして、学校における道徳教育を一層効果的に推進します。
- ・道徳教育推進教師(注2)を中心に、校内の研修体制及び指導体制を充実させ、学校の教育活動全体を通じて、人間としてより良く生きるための道徳性を育成する指導の充実を図ります。

(3) 豊かな体験活動の推進

- ・すべての児童生徒が自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会奉仕体験、世代間交流など、発達段階に応じた豊かな体験活動を行っていきます。

- 各学校が、学校内や周辺の農地を活用した「学校ファーム」において、農業関係者、関係団体、学校応援団等の協力のもと、農業体験活動を充実させます。

(4) 読書活動の推進

- 学校図書館を充実させるとともに、読書の楽しさや意義を体得させる効果的な取組に関する情報提供を行い、各学校における読書活動の取組を進めます。
- 町立図書館や学校応援団と連携し、読み聞かせやブックトーク等を実施し、読書活動を支援する取組を充実します。



学校ファームでの農業体験



本の読み聞かせ

【用語解説】

(注1)「彩の国の道徳」…埼玉県教育委員会が、児童生徒の豊かな心をはぐくむために平成21年度に独自に作成した道徳教育教材資料のこと。

(注2)「道徳教育推進教師」…各学校において、校長の方針のもとに道徳教育の推進を主に担当する教員のこと。

主要な施策 2 教育相談・生徒指導の充実

現状と課題

子どもたちを取り巻く環境が多様に変化する中、非行・問題行動の低年齢化、規範意識の低下、人間関係の希薄化等が指摘されています。また、保護者の就労・経済状況の悪化から、子どもの貧困の問題も顕在化されてきています。

児童生徒の抱える悩みや不安を解消し、問題行動等の予防と解決を図るとともに、一人一人の児童生徒のより望ましい成長と自己実現を支援できるよう、家庭・地域社会・関係諸機関と連携して一貫性を持った教育相談・生徒指導體制を確立し、取組を進める必要があります。

いじめは人権を侵害する行為であり、心身へ苦痛を与える行為は犯罪です。子どもたちに、いつも相手の立場や気持ちを考えて行動する大切さを学ばせなければなりません。いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得るとの認識のもと、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって、児童生徒にいじめを許さない意識を醸成するとともに、いじめを早期に発見し、徹底した対応に取り組む必要があります。

また、不登校は児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな対応や未然防止・早期対応の仕組みを充実させることが大切です。「小1プロブレム」や「中1ギャップ」の解消に向け、環境の変化に対応できる力をはぐくむとともに、保育所（園）や幼稚園、小学校や中学校、高等学校までを見通した円滑な接続を推進していきます。

今後の方向性

- 児童生徒の抱える悩みや不安を解消し、問題行動等の解決を図るとともに、一人一人のより望ましい成長と自己実現を支援する教育相談活動を充実します。
- いじめは絶対に許さないという共通認識のもと、未然防止や早期対応ができるための組織的な対応に努めます。
- 校内指導體制を確立し、あらゆる教育活動を通じて積極的な生徒指導を推進するとともに、小中連携をはじめ、関係諸機関との緊密な連携を図り、社会総がかりで健全育成を推進します。
- 不登校対策に向け、組織的な対応を推進します。

主な取組

(1) 教育相談活動の推進

- 小中学校全校に教育支援員、特別支援教育支援員の配置、中学校全校にさわやか相談員を配置し、児童生徒が身近に相談できる体制を充実します。
- 三芳町教育相談室と各小中学校との連携を強化し、相談体制を充実します。
- 教員がカウンセリング理論の習得や技法の向上に努め、児童生徒理解に基づいた教育活動や相談活動を推進します。



(2) いじめ対策の推進

- いじめに関するアンケート調査の実施や、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を進めます。
- ネットいじめやネットトラブル等から児童生徒を守るため、児童生徒や保護者への啓発、教職員への研修、サイトの監視活動を行います。
- 埼玉県作成の「人権感覚育成プログラム」(注1)を活用し、児童生徒の人権感覚の育成を図ります。
- 三芳町及び各学校のいじめ防止基本方針(注2)に基づく取組の強化・充実を図るとともに、いじめ撲滅に取り組む気運の醸成を図ります。

(3) 不登校対策の推進

- 不登校の未然防止、早期解消に向けて、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな対応や校内体制の確立を図ります。
- 小中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視した教育を展開します。
- 三芳町適応指導教室、教育相談室の機能を充実させ、不登校児童生徒や保護者への心のケア、学校復帰に向けた支援を充実します。
- 三芳町教育相談室常任相談員、スクールソーシャルワーカー、関係機関と連携し早期対応に取り組めます。

(4) 生徒指導体制の充実

- 校内指導体制を確立し、児童生徒一人一人の理解に基づいた生徒指導を充実するとともに、問題行動発生時に組織的に対応する指導体制を確立します。
- 「小1プロブレム」や「中1ギャップ」、「学級がうまく機能しない状況」(注3)に対応するため、小中一貫教育を推進します。
- 三芳町教育委員会による生徒指導訪問を定期的実施し、各学校への支援を行い、指導体制づくりを推進します。
- 関係諸機関との連携を図り、非行防止教室や薬物乱用防止教室、携帯電話の使用に関する教室等を実施し、非行・問題行動の防止に取り組めます。

(5) 非行・問題行動の未然防止・早期発見・早期対応

- 学校、警察、児童相談所、医療・福祉等の関係機関とネットワークを構築し、定期的な情報交換等を通して連携し、社会総がかりで健全育成活動を推進します。
- 関係機関や民間団体と連携して、更正支援に取り組めます。

【用語解説】

(注1) 「人権感覚育成プログラム」…埼玉県教育委員会が作成した児童生徒の人権感覚をはぐくむための体験活動や参加体験型の活動を組み入れた人権教育の学習プログラムのこと。

(注2) 「いじめ防止基本方針」…国の基本方針に基づき、地方公共団体及び学校が策定するいじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針。

(注3) 「学級がうまく機能しない状況」…授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状況のこと。学級崩壊とも言われる。

主要な施策 3 人権を尊重した教育の推進

現状と課題

人間関係の希薄化や大人社会のモラルの低下、家庭・地域の教育力の低下等に伴い、様々な偏見や差別、いじめの深刻化、虐待など、人権に係る問題が発生しています。

また、平成26年度の県内の児童相談所における児童虐待相談受付件数は7,028件に達し、前年度に比べて31.2%増加しており、子どもを守るための対応として、学校と関係機関との連携の強化が求められています。

さらに、人権尊重を基盤とした男女共同参画の視点に立った教育や、インターネットによる人権侵害など、新たな人権課題に対応した教育を充実させることが必要となっています。

このような中、一人一人の人権が大切にされ、互いが尊重される社会を実現するためには、子どもの発達段階に応じて、人権に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、人権への配慮が態度や行動に自然に現れるような人権感覚を身に付けさせることが大切です。そして、家庭や地域社会全体の人権感覚を高めることで、子どもが身に付ける人権感覚がより強固なものとなります。

今後の方向性

- 児童生徒がその発達段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解し、人権感覚を身に付け、様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにします。
- 人権教育を推進するための指導者を養成するとともに、全教職員の協力体制を整え、組織的、計画的な実践に努めます。
- 子どもたちが自他の生命や人権を守るための実践力の向上を図るため、参加体験型学習を取り入れるなど、児童生徒の主体的な学習を促す指導内容・指導方法の工夫・改善に努めます。
- 関係機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

主な取組

(1) 人権教育推進体制の充実

- ・児童生徒及び地域の実態、自校の人権教育上の課題を踏まえた人権教育の全体計画・年間指導計画を作成し、全教職員共通理解のもと、組織的・計画的な実践を推進します。
- ・三芳町人権教育推進協議会の活動と連携し、小中学校へ、人権作文・人権標語・人権ポスター等の募集を行い、児童生徒の人権意識を高めます。

(2) 人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善

- ・児童生徒の豊かな人権感覚や自他の人権を守るための実践力をはぐくむため、参加体験型の学習を取り入れた、「人権感覚育成プログラム」(注1)(埼玉県教育委員会)の活用を進めます。

- 教職員を対象にした研修会を実施し、教職員の人権感覚の醸成と指導力の向上を図ります。
- 男女共同参画の視点に立った教育や、インターネットによる人権侵害、拉致問題等新たな人権課題に対応した教育を充実します。

(3) 児童虐待から子どもを守る学校づくりの推進と関係機関との連携

- 児童虐待から子どもを守るため、学校において早期発見・早期対応の中心となる教職員等の研修を充実し、家庭や地域との関係機関と連携した児童虐待防止の取組を推進します。
- 児童自身が暴力から命を守る具体的な方法を学ぶCAPプログラム（注2）を実施し、児童、保護者、教職員の人権意識を高めます。

(4) 三芳町子どもを守る地域ネットワーク協議会（注3）との連携

- 虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な支援を図るために、学校、子育て支援、福祉、医療、警察、児童相談所等の関係機関が情報を共有し、連携しながら的確な対応を図ります。



スマホ・携帯安全教室



CAPプログラム

【用語解説】

(注1) 「人権感覚育成プログラム」…埼玉県教育委員会が作成した児童生徒の人権感覚をはぐくむための体験活動や参加体験型の活動を組み入れた人権教育の学習プログラムのこと。

(注2) 「CAPプログラム」… Child Assault Prevention の略。子どもが、あらゆる暴力から自分を守る具体的な方法を、専門スタッフと学んでいく教育プログラムのこと。

(注3) 「三芳町子どもを守る地域ネットワーク協議会」…三芳町こども支援課が中心となり、福祉・保健医療・教育・警察等の関係機関で構成している組織のこと。虐待を受けた子どもだけでなく、必要に応じて家庭も支援。

主要な施策 4 体力の向上と学校体育 ・健康教育の推進

現状と課題

新体力テスト（注1）の結果から、三芳町の子どもたちは体力面に課題が見られ、また、生活全体の中で日常的な身体運動が減少しており、運動する子としない子との二極化の傾向も見られます。生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育成するため、学校では体育的活動を、体育授業をはじめ教育活動全体の中に位置付け、全教職員共通理解のもと、積極的に行う必要があります。さらに、家庭や地域と連携して運動の習慣化を図っていく必要があります。

中学校における運動部活動は、切磋琢磨する経験等を通じて、生徒の豊かな人間性をはぐくむとともに、体力向上や生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う等大きな役割を果たしていますが、専門的な指導ができる顧問教員の確保や部員数減少への対応等が課題となっています。

一方、子どもたちを取り巻く生活環境の急激な変化に伴い、生活習慣の乱れ、アレルギー疾患の増加、朝食欠食や偏食など、食生活の乱れに起因する肥満や過度の痩身化傾向の増加、さらには性に関する問題行動や薬物乱用など、生徒指導とも関連した現代的な課題が顕在化しています。

学校・家庭・地域が連携して、基本的な生活習慣の確立や健康づくりに取り組むとともに、食育（注2）や性に関する指導、薬物乱用防止教育など、生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を主体的に実践できる児童生徒を育成する健康教育の重要性が高まっています。

今後の方向性

- 「教育に関する3つの達成目標（体力）」の取組を推進します。
- 生涯にわたって運動に親しむ資質や能力及び健康の保持増進のための実践力を育てるとともに、体力の向上を図る体育授業、体育的活動、健康教育の充実を図ります。
- 教員の指導力を向上させるとともに、専門的な指導力を有する地域の外部人材を積極的に活用するなど、学校体育・運動部活動の充実に取り組めます。
- 学校・家庭、地域の医療機関をはじめとする関係機関が連携して、児童生徒の生活習慣の改善や運動習慣の確立を図ります。
- 食育、性に関する指導、薬物乱用防止教育など、今日的課題に対応する教育を推進します。

主な取組

(1) 「教育に関する3つの達成目標（体力）」の推進

- ・教育に関する3つの達成目標の「体力」について、児童生徒一人一人の「体力」向上目標値を設定し、体力向上のためのプログラムや教材を活用するなど、きめ細かい指導の実践に取り組めます。



(2) 体力の向上、学校体育の充実

- 心と体を一体として捉え、児童生徒一人一人に運動の楽しさや喜びを味わわせることのできる授業の実践と教員の指導力向上に努めます。
- 三芳町体力向上推進委員会を中心に、児童生徒の体力の状況を分析し、課題解決に向けた指導計画や学習過程の工夫・改善に努め、体力の向上を図ります。
- 専門的指導力を有する中学校体育科教員の小学校体育の授業への参加、地域の人材の小中学校の体育授業への派遣、小学校と高校生のスポーツ交流事業等を活用し、児童の体力向上を図ります。

(3) 健康教育の充実

- 「早寝早起き朝ごはん」を合言葉に、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの生活のリズムを整え、基本的な生活習慣を培う取組を推進します。
- 各学校で学校保健計画を作成し、学校保健委員会（注3）を中心に、家庭や地域の関係機関と連携を図りながら、健康管理等により学校保健活動を推進します。
- アレルギー疾患やメンタルヘルスなど、児童生徒の今日的な健康課題に対応する取組を進めます。特に、児童生徒の食物アレルギー・アナフィラキシー（注4）については、教職員研修等を実施し、学校における対応の充実を図ります。

(4) 食育の充実

- 児童生徒に望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校と家庭が連携し、朝食欠食の解消に取り組めます。
- 各学校で栄養教諭による食に関する授業を実施し、食育の充実を図ります。

(5) 性に関する指導や薬物乱用防止教育の推進

- 子どもたちの心と体のバランスに配慮した性に関する教育及び性感染症の予防・啓発や薬物乱用防止教育など、現代的課題に対応した健康教育を進めます。

(6) 運動部活動の充実

- 外部指導者を派遣するなど、指導力の向上や安全な活動環境の整備に努めます。
- 町内施設の有効活用を図ります。

【用語解説】

- (注1) 「新体力テスト」…児童生徒の体力・運動能力の現状をつかむために実施する。長座体前屈、20mシャトルラン、握力、上体起こし、反復横跳び、持久走（中学生）、50m走、立ち幅跳び、ボール投げからなる体力テストのこと。
- (注2) 「食育」…子どもたちが、様々な経験を通して、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるようにすることを目的とした教育のこと。
- (注3) 「学校保健委員会」…学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織。校長、養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員等の教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表等を主な委員とし、保健主事が中心となって運営される。
- (注4) 「食物アレルギー・アナフィラキシー」…重篤で生命に危険を及ぼす全身性のアレルギー反応で、皮膚粘膜、呼吸器、循環器、消化管など、様々な臓器で様々な症状を起こす。アナフィラキシーが重篤な状態の場合は、血圧が低下し、意識の状態も低下を認めたりするアナフィラキシーショックと呼ばれる生命に関わる状態に陥ることもある。

主要な施策 1 教職員の資質能力の向上

現状と課題

優れた指導力と使命感を兼ね備えた教員の育成は、学校の教育力の向上にとって必須条件となります。

次世代を担う児童生徒の良さを認め、鍛え、はぐくむためには、個々の教職員が自らの職責と学び続ける教職員としての在り方を自覚しながら、個性を生かし、能力を発揮することが大切です。授業力の向上等を目指し、一人一人のライフステージに応じた研修に積極的に参加させ、優れた教員については、その力を学校の活性化に生かすことが重要です。

また、教員が子どもと向き合うための時間の確保や環境づくりを進めるため、教職員が組織として機能する学校づくりの推進を図ります。さらに、教職員の心身の健康の保持・増進を支援します。

一方、教職員事故の防止や体罰禁止など、教職員が常に高い倫理観を持って職務に専念するよう、校内倫理確立委員会(注1)の開催をはじめ、あらゆる機会を通して事故防止の徹底に努め、児童生徒、保護者、地域から信頼される学校、教職員を目指します。

今後の方向性

- 人事評価制度(注2)の活用を図り、教職員の人事管理や資質能力の向上に取り組みます。
- ライフステージに応じた教職員研修の充実を図ります。また、教員免許更新制度(注3)を活用して指導力の向上に努めます。
- 教員が子どもと向き合う環境づくりのための取組を推進します。
- 教職員の心身の健康保持に取り組みます。

主な取組

(1) 質の高い人材の育成と教職員研修の充実

- 教育委員会主催の教職員研修の充実や教員免許更新制度の確実な実施に取り組みます。
- 各学校の校内研修が、より充実したものとなるよう、積極的に支援します。
- 三芳町教育研究員(注4)による研究成果を各学校に広めます。
- 教職員のライフステージに応じた研修を充実させるため、近隣の市町村との連携を進めます。
- 長期研修や民間企業派遣研修等に積極的に若手・中堅教員を派遣し、育成に努めます。
- 指導主事による学校訪問を計画的に実施するほか、管理職による日常的な教室訪問を実施し、日々の授業の改善・向上に取り組みます。
- 埼玉県で実施している優秀な教員の表彰制度に優れた実践をしている教員を推薦し、表彰を受けた教員を各種研修会の指導者として活用するなど、その優れた実践を広めます。



*教職員のライフステージに応じた研修の概要

1年目	5年目	10年目	15年目	20年目	25年目	30年目
初任者研修（法定）〔教師としての基礎基本〕						
ステップアップ研修〔2年目教員の実践的指導力〕						
5年経験者研修〔実践的指導力〕						
10年経験者研修（法定）〔専門性の向上〕						
20年経験者研修〔学校学年のリーダー〕						
専門性を高める研修（埼玉県・三芳町）						
学校研究や町の研究員としての研修						
学校訪問による研修						

(2) 人事評価制度の活用

- 教職員人事評価制度を活用し、教職員の資質能力の向上を図るとともに、全教職員が学校づくりの担い手としての自覚を持つ協力体制を確立します。

(3) 教職員モラルの向上

- 各学校の倫理確立委員会の活性化を図り、教職員事故、体罰を根絶します。
- 指導に課題がある教員には、指導改善のための研修を行うなど、厳正に対応します。

(4) 子どもと向き合う時間の確保と環境づくりの推進

- 教員に一人1台校務用パソコンを配置し、事務処理の効率化を図ります。
- 町費による学習指導員、教育支援員、特別支援教育支援員、事務職員等を配置し子どもと向き合う環境づくりを推進します。
- 教職員の負担軽減のため、学校に関係する調査を精選するなど、多忙な学校現場の支援をします。

(5) 教職員の心身の健康保持

- メンタルヘルス研修や日常的なコミュニケーションの充実を図り、教職員の心身の健康保持に努めます。
- 年休の計画的取得の推進、休暇が取りやすい環境づくり、ノー残業デーやふれあいデー（注5）の導入等を通して、良好な職場環境づくりに努めます。

【用語解説】

- (注1)「校内倫理確立委員会」…教職員の倫理の確立、サービスの厳正、事故防止の徹底を図ることを目的に、各学校に組織された委員会で、教職員自らによる主体的な研修の実施や啓発活動を通して、教育公務員としての責任と使命感の自覚を促すもの。
- (注2)「人事評価制度」…年度当初に教職員自らが掲げた目標についての達成状況及び職務遂行の過程で発揮された能力や執務姿勢を総合的に評価し、資質能力の向上を図る仕組みのこと。
- (注3)「教員免許更新制度」…教員として必要な資質能力が保持されるよう、最新の知識・技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得るための制度のこと。
- (注4)「三芳町教育研究員」…町立小中学校の児童生徒の教育活動に関する状況を調査・分析し、各小中学校間の連携を図りながら、具体的な施策を研究し推進する教員のこと。
- (注5)「ふれあいデー」…教職員が、やりがいや充実感を感じながら働くとともに、家庭や地域社会等においても、育児や介護、地域活動への参加や自己啓発など、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を図るため、毎月21日を「ふれあいデー」とし、定時退勤を推奨する取組のこと。

主要な施策 2 学習環境の整備・充実

現状と課題

グローバル化、情報化、少子高齢化が加速する今日の社会において、学校教育を取り巻く環境も多様化しています。そのために、時代の変化や地球規模の課題に対応する教育や、児童生徒が課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（アクティブ・ラーニング（注1））など、良好で質の高い学びを実現する学校の教育力の維持・向上が求められています。そこで、教育予算の確保に努め、教材教具やICT機器、学校図書館など、学習環境の整備・充実と有効活用を図るとともに、町内の図書館、歴史民俗資料館等の諸施設と連携し豊かな学習活動を推進します。

これらの取組を通して、基礎的な知識・技能を習得するとともに、実社会や実生活の中でそれらを活用しながら、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、学びの成果等を表現し、さらに実践に生かしていけるように努めます。

また、幼稚園への就園、小中学校への就学に対する奨励や援助を推進し、保護者の経済的負担の軽減を図っていきます。

今後の方向性

- ICTを利用した質の高い教育環境を実現するため、タブレット型端末の導入や情報通信ネットワークの整備・充実に努め、それらを有効活用した協働型・双方向型・探究型の学習を推進します。
- 「学校応援団」（注2）の活動を通じて、学校における学習活動、安全確保、環境整備等のボランティアとしての保護者や地域住民の教育力を活用し、学校・家庭・地域が一体となった子どもの育成を推進します。
- 学校図書館の整備・充実を進め、読書指導と学校図書館を利用した学習活動を推進します。
- 就園奨励・就学援助制度の整備と周知を図り、支援体制を充実します。

主な取組

（1）教材教具の整備と活用の工夫

- ・計画的に教材教具の整備・充実を進め、これらを活用して各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、児童生徒に知識及び技能を確実に習得させるとともに、思考力、判断力、表現力等をはぐくみます。
- ・教材教具の効果的な活用について研修を行い、分かる喜びを実感させたり主体的な学習を促したりする授業の展開を進め、児童生徒の学習意欲の向上に努めます。
- ・図書館や歴史民俗資料館など、町内の社会教育機関等と連携して、児童生徒が自然体験、職業



に触れたり職場体験等の勤労観・職業観を養ったりする体験、勤労生産体験、社会奉仕体験、交流体験、文化・芸術体験など、各学校が特色を生かした様々な体験活動を推進します。

(2) 学校図書館の整備・充実

- 蔵書の計画的な整備・充実を進め、児童生徒の望ましい読書習慣の確立や授業での活用促進に努めます。
- 蔵書管理や貸出等へのコンピュータの導入や快適なスペース確保など、児童生徒が利用しやすい学校図書館の環境整備に努めます。
- 各小中学校に町単独で配置している学校司書を活用し、司書教諭等と協働して学校図書館運営や読書活動の充実を図ります。
- 町立図書館やボランティア団体と連携し、読み聞かせやブックトーク等を実施し、読書好きな児童生徒の育成に努めます。

(3) ICT環境の整備

- タブレット型端末や電子黒板等のICT機器の整備・充実を進め、普通教室のコンピュータ教室化を進めたり、校外で使用できる環境を整備したりして、児童生徒が情報手段に慣れ親しみ、情報活用能力と情報モラルを身に付け、情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を推進します。
- 分かりやすい授業の実践や教職員の情報活用に関する理解の深化と能力の向上、事務の負担軽減を図るため、ICT環境の整備を推進します。

(4) 就学援助による保護者への支援の充実

- 私立幼稚園就園奨励、小中学校就学支援制度の整備と周知に努め、保護者の経済的負担を軽減し、教育の機会均等を図ります。

【用語解説】

(注1)「アクティブ・ラーニング」…教員による一方的な講義形式の授業ではなく、学習者の能動的な授業への参加を取り入れた学習方法の総称。グループによる話し合い、討論、発表、協同学習等を通して、児童生徒同士の相互作用によって課題を多面的・多角的に捉え、より質の高い思考力・判断力・表現力を育成していくことを目指すもの。

(注2)「学校応援団」…学校における学習活動、安全確保、環境整備等について、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。

主要な施策 3 学校・家庭・地域が 一体となった教育の推進

現状と課題

社会環境が急速に変化する中、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。子どもたちの確かな学力、豊かな心やたくましい体の育成のためには、学校・家庭・地域それぞれの教育力を結集し、教育に対する関心と理解を深め、相互に連携・協力し取り組むことが不可欠です。学校・家庭・地域が一体となって取り組む「学校応援団」の活動を推進し、豊かな学習活動と安心・安全の確保に向け、社会全体で教育に取り組む気運を高めていくことが必要です。

また、児童生徒の健全育成を図るため、学校は家庭・地域社会等との連携を密にし、社会総がかりで健全育成活動を推進していくことが必要です。

今後の方向性

- 「彩の国教育の日」における取組の推進等により、学校をより開かれたものにするとともに町全体で教育に取り組む気運を高めます。
- 「学校評議員制度」(注1)や「学校応援団」の活動を推進し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動や子どもの健全育成を推進します。
- 学校教育に地域の教育資源や教育力を積極的に活用し、実態に応じた特色ある学校づくりを進めるとともに、学校の保有する教育資源を地域社会に開放し、地域コミュニティの拠点としての学校づくりを進めます。

主な取組

(1) 「彩の国教育の日」「彩の国教育週間」(注2)の取組の推進

- ・「彩の国教育の日」及び「彩の国教育週間」における学校公開等の取組を通じて、学校の教育目標や教育計画、教育活動とその成果等を保護者や地域住民に積極的に公開するなど、学校教育に対する理解を深め、関心を高めます。

(2) 「学校応援団」の活動の充実

- ・「学校応援団」の活動を通して、学校における学習活動、安全確保、環境整備等のボランティアとして保護者や地域の方々の参加を積極的に進め、学校・家庭・地域が一体となった子どもの育成を推進します。
- ・地域の教育資源や教育力の活用を進めるとともに、学校の教育資源や教育力の地域への開放に努めます。



(3) 「学校評議員制度」「学校評価」(注3)の効果的な活用と教育活動の積極的発信

- 家庭、地域との相互理解に基づき、保護者や地域の意向を学校運営に反映させるよう努めるとともに、学校だより、ホームページ等を活用して教育活動の状況を積極的に発信し、説明責任を果たすよう努めます。
- 「学校評価」を活用し、学校や地域等の実態を的確に捉えるとともに、改善の観点を多様化させ、特色ある学校づくりを推進します。

(4) PTA活動との連携や地域の行事等への積極的な参加

- PTAや子ども会育成会行事、地域の行事等に学校が連携・参加し、学校と保護者、地域が一体となって子どもの健全育成に取り組みます。



学校応援団による栽培指導



彩の国教育週間に行われた合唱祭

【用語解説】

(注1) 「学校評議員制度」…開かれた学校づくりを推進するため、校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べ、助言を行うことのできる制度。学校評議員は、校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。

(注2) 「彩の国教育の日・彩の国教育週間」…埼玉県では、教育に対する関心と理解を一層深める機会として、毎年11月1日を「彩の国教育の日」、11月1日から7日までを「彩の国教育週間」と定めている。

(注3) 「学校評価」…学校運営を改善し、教育水準を向上させるための手段として行う評価制度。学校評価の実施方法には「自己評価(学校の教職員が行う)」「学校関係者評価(保護者・評議員等が自己評価の結果について評価する)」「第三者評価(学校運営に関する外部の専門家が行う)」がある。

主要な施策 1 子どもたちの安心・安全の確保

現状と課題

三芳町の学校施設は、昭和40年代から50年代にかけて建設されていることから、老朽化が進んでいます。老朽化した箇所については、随時補修し、新耐震基準（注1）施行前に建設された建物については、「三芳町公立学校施設耐震化計画」に基づき、計画的に耐震補強工事を行い、平成25年度に耐震化が完了しています。

また、児童生徒のより望ましい学習環境の確保に向けて、すべての小中学校にエアコンを設置するなど、教育環境の充実に取り組んでいます。

安心・安全で快適な学習環境の整備を進めていく中で、特に老朽化した施設については、長寿命化を図るため、施設・設備の中長期的な整備計画を策定し、効率的・効果的に改修していく必要があります。

学校の安全教育では、児童生徒が自ら危険を予測し回避する能力等を育成することが求められています。学校の危機管理体制を一層充実させるとともに、教職員の危機管理能力の向上を図ることが必要です。

さらに、スクールガード・リーダー（注2）の配置、学校応援団や学校安全ボランティアの充実を図り、児童生徒の登下校時の見守りや地域パトロールなど、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。

今後の方向性

- 学校施設・設備の老朽化に伴い、建物の耐久性向上を図るための改修工事や設備の更新、バリアフリー化（注3）に計画的に取り組めます。
- 児童生徒が自ら危険を予測し回避する能力等を育成する安全教育を充実します。
- 学校の危機管理体制の整備・充実と教職員の危機管理能力の向上を図ります。
- 家庭、学校応援団、関係諸機関等との連携を十分深め、地域ぐるみでの安全教育を推進します。

主な取組

（1）学校施設・設備の整備

- ・学校施設整備計画を策定し、学校施設・設備の長寿命化を図ります。
- ・施設の改修に伴いバリアフリー化に取り組めます。
- ・天井材や照明器具など、非構造部材（注4）の耐震対策に取り組めます。



(2) 安全教育の充実

- 全ての学校で学校安全に関する計画を作成し、適切に実施します。
- 児童生徒が安全意識や危機を予測し回避する能力を身に付け、主体的に行動できるように、避難訓練や交通安全教室等の安全教育を計画的に実施します。
- 交通事故防止、自転車運転に関する講習会の実施等により、交通ルールやマナーを守り、安全に生活できる児童生徒を育成します。

(3) 学校の危機管理体制の整備・充実

- 防災マニュアルや危機管理マニュアルに基づき、学校の危機管理体制の一層の充実を図ります。
- 突風や竜巻、集中豪雨、落雷など、過去に経験のない自然災害にも対応できるよう、各学校において、日頃から児童生徒の命を守る防災体制を強化します。
- メールの活用や複数の連絡方法の確立など、緊急時の各家庭への連絡体制の整備・充実を図ります。
- 教職員対象の危機管理研修や防犯訓練、心肺蘇生法訓練、AED訓練等を充実させ、教職員の危機管理能力と実践力の一層の向上に努めます。

(4) 学校・家庭・地域が連携した安全教育、安全管理の推進

- 防犯や交通安全についての家庭への普及啓発、交通指導員やスクールガード・リーダーの配置、学校安全ボランティア活動の充実等により、地域ぐるみの学校安全体制の整備を進めます。
- 「学校応援団」と連携し、登下校時の指導や見守りなど、学校安全活動を推進します。
- 防犯、防災の観点から地域安全マップを作成し、その周知・活用を図り、登下校時の通学路の安全確保に向けた取組を実施します。
- 協働のまちづくりネットワーク（都市安全グループ）との活動連携や、地域連携避難訓練に教職員、児童生徒の積極的な参加を進めます。

【用語解説】

(注1) 「新耐震基準」…建築基準法の改正（昭和56年6月1日施行）により最低限厳守すべき建築物の耐震基準として定められた。建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震（震度5強程度）に対しては構造体を無被害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震（震度6強程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の危害を生じないことを目標としている。

(注2) 「スクールガード・リーダー」…各小学校に置かれ、定期的なパトロールの実施、学校に対する警備のポイントや改善点の指導と評価、スクールガード（学校安全ボランティア）に対する指導を行う。埼玉県教育委員会より委嘱される。

(注3) 「バリアフリー化」…障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものの除去を進めること。

(注4) 「非構造部材」…天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、設備機器、家具など、建築構造物以外の部材のこと。

主要な施策 2 学校給食の充実

現状と課題

三芳町では、給食センターの老朽化に伴い、学校給食衛生管理基準（文部科学省）に対応したドライシステム（注1）の新しい給食センターが完成し、平成27年4月から稼動しています。食器についても、アルミ製から強化磁器製に更新するなど、次代を担う小中学校の児童生徒に対して、より安心・安全でおいしい給食の提供が可能となりました。

学校給食は、児童生徒に栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の保持増進、体力の向上を図ることを目的としています。さらに「食」に関する正しい知識を身に付け、健全な食生活を営むことを目指しています。また、地場産野菜の活用による地域への理解や給食の時間を通して好ましい人間関係の形成を図っています。

今日、生活水準の向上により食生活が豊かになりましたが、一方では不規則な食事が見られ、偏った食事内容による栄養のアンバランス、運動不足等による肥満、貧血等の問題が指摘されています。また、社会の変化に伴い家族の団らんも少なくなり、子どもだけで食事をする家庭や朝食抜きで登校する子どもの心身への影響は、見過ごすことのできない問題となっています。これらの食事環境にある児童生徒に対し、生涯を通して健康に過ごすための食生活について理解を深めさせていくことは、学校給食の役割と課題となっています。

今後の方向性

- 安心・安全でおいしい給食を提供するために、「学校給食衛生管理基準」に基づき、使用食材の安全確保、衛生管理及び事故防止の徹底を図ります。
- 児童生徒が学校給食を通して食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることで、生涯にわたり心身の健康を保持することが出来るように食育の推進に努めます。
- 地場産の新鮮な野菜を使用することや、旬の食材を積極的に導入することで、より安心・安全でおいしい給食を提供します。
- 食物アレルギーを有する児童生徒に、アレルギーに対応した学校給食の提供に取り組みます。

主な取組

(1) 衛生管理の徹底

- 学校給食調理従事者等への衛生管理指導を徹底し、衛生意識の高揚を図ります。
- 学校給食衛生管理基準に基づく給食施設の整備・点検及び食品の衛生検査を行うなど、衛生管理の徹底を図ります。



調理風景

(2) 給食内容の充実

- 安心・安全な給食を提供するため、使用食材の選定を行い、素材を生かした給食を心掛けます。
- 地場産野菜を活用した献立の導入をすることで、地産地消を推進し、児童生徒により安心・安全な給食の提供を図ります。
- 食物アレルギーを有する児童生徒が、給食の時間を楽しく過ごせるように、安全性を最優先したアレルギーに対応した給食の提供に取り組みます。また、アレルギー症状の発生を未然に防ぐため、引き続き食物アレルギー食品対象表の配布や個別面談を実施し、保護者・学校との連携を図ります。



地元農家による野菜の収穫

(3) 食育の推進

- 学校給食の目標を踏まえ、給食献立表、給食だよりを小中学校の全家庭に配布することにより、学校給食で取り入れている行事食、郷土料理、伝統料理等の情報提供を行います。
- 学校給食を生きた教材として活用し、児童生徒の食に関する理解を深めるとともに、望ましい食習慣の形成を図ります。
- 給食をみんなで一緒に楽しく「食べる」ことで、好ましい人間関係を育てます。



栄養教諭が行う食育授業

【用語解説】

(注1)「ドライシステム」…床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用し、床が乾いた状態で作業する方式。

主要な施策 1 家庭教育支援

現状と課題

家庭教育は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、子どもの基本的な生活習慣や、豊かな情操、基本的な社会のルール、自立心や自制心等を身に付けるうえで重要な役割を果たしています。近年、三芳町においても、核家族化等による家庭環境の変化をはじめ、地域とのつながりの希薄化、また、労働形態の多様化等により、子育てや家庭教育を支える地域環境が大きく変化しています。

このような中、家庭の教育力を高めるためには、まず保護者自らがその役目と責任を自覚し、子どもと向き合うようにすることや、住民相互のつながりを深め合い、地域社会が一体となって子育て家庭を支援していくことが重要であり、家庭教育や家族関係、子育て等に関する情報提供や学習機会の充実が必要とされています。

今後の方向性

- 家庭教育の充実を図るため、「親の学習」(注1)「家庭教育学級」(注2)等の事業を積極的に進めます。
- 地域の子どもたちの健全な育成を目指していくため、子ども・子育て支援活動に協力します。

主な取組

(1) 家庭教育学級事業の推進

- ・小中学生を持つ保護者が、家庭教育のあり方について学習することによって、家庭における教育機能の向上を図り、心豊かな青少年の健全育成を図るため、各学校PTAが行う家庭教育学級を通じて学習機会の提供をします。

(2) 学校との協力による「親の学習」活動の推進

- ・子育て家庭が必要な情報を取得し、不安や悩みを解消できるよう、情報提供の充実を図ります。
- ・親の学習活動の基本的な考え方である、子育てに関して「どのようなやり方や考え方があるか」を知り、「自分の家庭ではどのような子育てが良いのか」を学ぶため、子育てに関する相談等の支援活動を進めます。



(3) 子ども・子育て支援活動のための関係機関との連携

- 保護者が家庭における教育機能の向上を図り、子どもの基本的な生活習慣や自立心、社会性等をはぐくむという本来の役割が果たせるよう、町部局や関係機関と連携して、地域の子ども・子育て支援活動に協力します。



親の学習



家庭教育学級

【用語解説】

(注1)「親の学習」…核家族化・少子化・都市化など、親と子を取り巻く環境の変化とともに、家庭の教育力の低下が懸念されている。保護者に、家庭教育の重要性を再認識してもらう機会として、「家庭教育学級」や「小学校就学時健診」を利用して実施している。

(注2)「家庭教育学級」…家庭教育に関する諸課題についてPTAが実施する家庭教育学級に対し、講師派遣や運営に関する支援を行うことにより、子どもの健全な成長に向けた家庭教育の推進を図ることを目的とした事業。



主要な施策 2 青少年健全育成活動の推進

現状と課題

青少年を取り巻く環境は、めまぐるしく変化しており、核家族や共働き家庭などの増加等に伴い、コミュニケーション不足や地域での人間関係の希薄化が指摘されています。情報ネットワーク環境が進む中、安易に有害サイト等へのアクセスが可能となることや、家庭や友人の関係等の環境に変化が生じ、予測できないような事件や事故が起こり、また、低年齢化の傾向にもあります。そのような現状の中で、青少年に対する住民の関心と理解を一層深め、学校・家庭・地域が連携、協働のもと青少年の安心・安全を地域で支える仕組みづくりに取り組む必要があります。

今後の方向性

- 青少年が安心・安全に暮らし、活動できるように「子ども110番の家」事業や、地域パトロール活動を通して健全育成を進めます。
- 町ぐるみで様々な青少年の活動を推進し、豊かで健やかな青少年を育成します。

主な取組

(1) 「子ども110番の家」事業による安心・安全の推進

- ・子どもたちが登下校時や外出時に不審者等に遭遇し避難してきた時に、緊急の安全を確保する場所として、子ども110番の家を依頼し、学校・PTA・地域で連携を図り、普及啓発に努め事件事故を未然に防止することを目的として実施します。

(2) 学校・関係団体との連携による非行・いじめ防止

- ・非行やいじめの防止のため、青少年育成推進員（注1）を中心として、地域ぐるみでパトロールや見守りを進めるとともに、啓発活動をあわせて実施します。

(3) 地域・学校との協働による青少年健全育成の推進

- 学校、行政区、子ども会育成会や青少年相談員（注2）・ジュニアボランティアリーダー（注3）をはじめ、地域の広範な団体・個人と連携し、青少年が主人公となる事業や、地域の学習支援活動等を進めます。



青少年健全育成町民大会



青少年相談員キャンプ

【用語解説】

- (注1) 「青少年育成推進員」…三芳町行政連絡区や小中学校PTAからの推薦を基に、青少年育成埼玉県民会議が委嘱する「地域の青少年育成ボランティア」。「青少年を地域で守り育てる」を合い言葉に、声かけ・あいさつ運動や有害環境の浄化活動等を行う。(対象：成人一般)
- (注2) 「青少年相談員」…埼玉県知事より委嘱を受け、町の子どもたちの「良き友」「良き理解者」として、子どもたちの健やかな成長を助けるために活動する青年ボランティア。
(対象：18歳～30歳)
- (注3) 「ジュニアボランティアリーダー」…町の中中学生・高校生を対象に、各種研修会を行うとともに、青少年健全育成活動や地域ボランティア活動に進んで参加することにより、自主性・主体性を芽生えさせる。
(対象：12歳～18歳)

主要な施策 1 社会教育活動の充実

現状と課題

三芳町では、住民一人一人が「いつでも、どこでも、だれでも学べる生涯学習社会の実現」を目指して、公民館・図書館・歴史民俗資料館等の社会教育施設を中心として、様々な事業を展開しています。今後さらに多様な学習機会の提供に努めるとともに、住民の主体的な学習への取組を尊重しながら、ソフトの面からも、より学習しやすい環境の整備を行っていく必要があります。

また、社会教育で身に付けた成果を、ボランティア活動等により積極的に地域に還元する必要性が求められています。そのためには、学校・家庭・地域のさらなる連携を推進することが大切です。

町の社会教育活動を中心に担ってきた公民館は、多様化する住民活動（コミュニティ活動・ボランティア活動・社会参加活動）に対応する施設として、平成 27 年 5 月に新中央公民館が開館し、それに伴い図書館の配本所の機能を持たせています。図書館、歴史民俗資料館、文化会館、総合体育館の施設とともに、住民の様々な活動の拠点として十分に役割を果たす必要があります。

今後の方向性

- 生涯学習に係る様々な団体及び個人との相互協力をさらに推進するとともに、住民の主体的な学習活動を支援します。
- 各教育機関を中心として、乳幼児期から高齢期まで生涯の各時期に応じた学習課題に関する学習機会の充実を図ります。

主な取組

(1) 教育機関との連携による活動支援

- 社会教育、文化、コミュニティ等の各行政部局の相互協力を進め、行政内のネットワークを形成していきます。
- 住民の学習ニーズを把握し、ニーズに即した事業の展開を図るとともに、指導者の確保・養成、社会教育主事の配置・養成など、人材の確保に努めます。



(2) 団体・NPO・民間事業者との連携・協働

- 社会教育関係団体を支援していきます。
- 社会教育関係団体や、各種サークル、まちづくり団体など、様々な団体が交流・連携することにより、活動がより豊かになり、互いを高め合えるようなネットワークづくりを支援します。
- NPOや地域の大学、地域の産業等の専門的知識・技術を活用しつつ、少子高齢化、環境問題など、社会の変化に伴う今日的課題に対応した社会教育プログラムを開発し、提供していきます。また、町内の淑徳大学とは、連携協力に関する包括協定を基に、生涯学習講座を実施します。

(3) 社会教育計画の策定

- 社会教育に関する政策や社会動向の把握、行政課題と照らし合わせながら、社会教育計画の策定を行います。



淑徳大学 / みよしコミュニティ・カレッジ

主要な施策 2 人権教育活動の推進

現状と課題

三芳町の人権教育活動は、教育委員会をはじめ、学校や各種団体等を中心に組織された人権教育推進協議会を推進母体として人権意識の高揚を図り、一定の成果をあげてきました。しかしながら現代社会においては、人間関係の希薄化、規範意識の低下等に伴い、様々な偏見や差別、虐待など、今なお、様々な人権問題が存在し、十分に人権が尊重されている社会とは言い切れません。

こうした人権問題の解決や差別の解消に向けて、社会を構成するあらゆる人々が、お互いに個人として尊重し合い、さらに人間関係を豊かにし、差別や偏見のない明るい社会づくりを実現することが求められます。町では、これまでも様々な人権問題の解決に向けた啓発や教育を推進してきました。

今後は情報化社会におけるインターネット等に関する新たな人権侵害等の関係も含めて、様々な角度からの研修会を開催するとともに、各機関との連携を強化し情報の共用を図りながら、人権意識のさらなる高揚が必要となります。そして、変化する住民ニーズを踏まえ、住民に分かりやすく継続的かつ柔軟に人権教育を推進していくことが課題となります。

今後の方向性

- 今日的な人権課題において、子どもから高齢者までだれもが尊重されるまちづくりのため、地域・学校や様々な団体・個人と協働して事業を実施するとともに、人権尊重の啓発に努めます。

主な取組

(1) 今日的人権課題における人権教育の推進

- ・人権教育推進協議会を中心に各種団体と連携を図り、人権教育実践交流会や同和問題をはじめとする人権問題に関わる講演会を開催します。また町内小中学校児童生徒による人権をテーマにした人権作文・標語・ポスターの募集と発表をするとともに、身近な人権意識の高揚に努めます。



(2) 地域社会、学校との協働による人権教育の推進

- 社会教育関係団体をはじめ様々な団体はもとより、教職員、町職員及び町内企業等を対象とした研修会を開催するとともに、広域による指導者養成研修会等に参加し、指導者を育成するとともに、研修機会の提供に努めます。
- 家庭教育学級のカリキュラムに人権学習を取り入れていくとともに、学校での人権学習を支援し、継続的に人権意識の高揚を目指します。



三芳町人権教育実践交流会



啓発用品 クリアファイル



人権文集 こころの詩 表紙

主要な施策 3 公民館活動の充実

現状と課題

地域の高齢化が進む中、生活への不安感は今までにはないものとなっています。一方、子育てにおいては核家族化が進み、地域の間人関係が希薄化する中で孤独感が増大しており、地域の中をつなぐを強くすることが必要となってきています。

平成26年3月に定めた「公民館運営基本方針」(注1)に基づき、地区の公民館として地域住民や学校、団体との多様な結びつきを図りながら、豊かな地域づくりに役立つ公民館を目指します。

また、地震等の災害時には、防災拠点(帰宅困難者一時滞在施設)としての役割も担うことから、安心・安全な施設とするためにも、日常的な維持管理とともに計画的な整備が必要です。

今後の方向性

- だれでもが気軽に利用できる運営を目指すとともに、利用者のニーズに対応した施設を提供し、地域の安心・安全に役立つように努めます。
- 地域づくりに役立つような事業を進め、住民が主体となる学習・文化活動の支援を進めます。

主な取組

(1) 利用者のニーズに対応した安心・安全な施設の提供

- 様々な活動において、利用者のニーズに対応した施設の提供に努めるとともに、日常のメンテナンスや計画的な施設改修を行い、快適な環境での施設を提供します。また、地震等の災害時には、防災拠点(帰宅困難者一時滞在施設)としての役割を果たすため、災害時に対応できる組織・施設づくりを進めます。

(2) だれでも気軽に利用できる公民館の運営

- 豊かな地域づくりのために、団体・個人にかかわらず、いつでも、だれでも、気軽に立ち寄れる「地域の居場所」としての公民館運営を目指すとともに、使用料の減免規定の適正化を進めます。また、隣近所との付き合いが希薄化している現代において、利用者同士の関係を築き、「お互いさま」の関係をつくることのできる開かれた公民館運営を構築します。



(3) 公民館事業の充実

- 住民の「学びたい」「知りたい」という願いに応える公民館事業を提供するために、地域との関係を重視し、生きがいや地域課題など、地域の人たちや学校、諸団体と協力・協働し地域づくりの拠点とする事業を進めます。また、高齢者の学習機会の充実を図るとともに、子ども大学では、子どもたちの学ぶ力や生きる力をはぐくむため、淑徳大学をはじめとして、団体・個人と連携して取り組みます。

(4) 地域住民主体の学習活動の支援

- 地区の公民館として事業や活動の場を提供するとともに、多様化する住民の主体的な学習を促進するため、職員の専門職としての資質を高め、人的支援を進めます。



小学生サークル体験



キッチンスタジオでの料理講習



健康ウォーキング

【用語解説】

(注1)「公民館運営基本方針」…生涯学習関連法や社会教育法の改正、また、社会の変遷に伴う公民館の今日的な役割を踏まえて、公民館は地域社会の担い手として「地区公民館」の役割を目指すと平成26年3月に「公民館運営基本方針」を定めた。

主要な施策 4 図書館サービスの充実と 読書活動の推進

現状と課題

三芳町の図書館は、中央図書館・竹間沢分館の2館と配本所1か所で、図書館サービスを行っています。住民の豊かな読書生活と生涯にわたる学習を保障するために図書館資料を充実させ、資料提供、予約・レファレンスサービス（注1）の向上に努めてきました。また、読書や学習の意欲を喚起する講座や児童向けおはなし会等も積極的に実施しています。こうした活動から、年間延べ利用者数約14万5千人、貸出冊数約50万7千冊、人口一人当たり貸出冊数12.33冊（平成26年度実績）という全国類似規模の図書館の中で高い利用率を維持しています。

また、図書館は、「三芳町子ども読書活動推進計画」（注2）に基づき、ブックスタート（4か月児対象）など、数々の事業を実施し成果をあげてきました。スマートフォンやインターネットの急速な普及等の様々な要因から、子どもの「活字離れ」「読書離れ」が危惧される今、図書館は、町内の各部署や住民と手を携え、より活発に子どもの読書活動推進に取り組む必要があります。また、乳幼児から高齢者まで生涯にわたり読書の喜びを共有できる機会づくりや環境整備も求められています。

今後の方向性

- 多様かつ専門的ニーズに応えられるよう蔵書の充実と図書館司書の継続配置に努め、「地域の情報拠点」として暮らしに役立ち、住民が親しめる図書館を目指します。
- 子どもから高齢者、障がいのある方、図書館から遠い方等住民すべてが安心して利用でき、読書の喜びも共有できる開かれた図書館を目指します。
- 「三芳町子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動を推進するとともに、子育てを応援する図書館を目指します。

主な取組

（1）図書館資料の整備・充実

- ・出版傾向や利用者のニーズを配慮した的確な資料収集と、蔵書の新陳代謝を計画的に実施し、「頼りになる住民の書齋」となる新鮮でバランスの良い蔵書を維持します。
- ・良質な児童図書を充実させるとともに、衛生的で安心して利用できる状態を維持します。

（2）予約・レファレンスサービスの充実

- ・利用者の読書要求に迅速かつ円滑に対応できるよう、予約・リクエストサービスを向上させ、インターネットでの資料検索、予約サービスの充実と配本所の整備を図ります。
- ・多様かつ高度なレファレンスに対応できるよう司書の継続的配置と職員の資質向上を図り、利用者に信頼されるレファレンスサービスに努めます。



(3) 読書の動機付け事業等の充実

- 子どもに本を読む楽しさを伝えるおはなし会等を、図書館内外で積極的に実施します。
- 児童書を良く知り、子どもに手渡す専門的スキルを持つ児童担当司書の継続的配置と育成に努めます。
- 「子どもの本の講座」「ボランティア講座」など、子どもの読書を応援する輪を広げる講座を充実させます。
- 大人のための図書館講座（落語、朗読、健康医療講座等）を実施し、楽しみながら読書の領域を広げる機会を提供します。



小学校ブックトーク授業訪問

(4) 学校図書館との連携

- 中央図書館のサーバーで学校の蔵書データを管理し、学校図書館教育推進委員会と連携し、司書教諭・学校司書との連絡会の開催や研修を支援します。

(5) 子どもの読書活動推進

- 家庭における読書推進として、ブックスタート（4か月児）、ブックスタートプラス（2歳6か月）、ブックリスト「三芳町どのほんがすき？—小学生版」（新1年生に配布）を、保健センター・小学校と連携して充実させます。
- 町内読書ボランティアを養成し、ボランティア団体同士の連携や学習活動を支援します。
- 「第2次三芳町子ども読書活動推進計画」を策定し、町内の各部署、学校・保育所（園）・幼稚園など、住民ボランティアとともにその遂行に努めます。



ブックスタート

(6) 「よみ愛・読書のまち」の推進

- 家読（うちどく）（注3）、読み聞かせ、読書会、ビブリオバトル（注4）等が活発に実施される「よみ愛・読書のまち」を推進し、生涯にわたり様々な場所で読書の喜びが共有できるまちづくりに努めます。

【用語解説】

（注1）「レファレンスサービス」…利用者が探している資料や情報を検索・提供・回答するサービスのこと。

（注2）「三芳町子ども読書活動推進計画」…「子どもの読書活動の推進に関する法律」等に基づき、平成23年度に第1次計画（平成24～28年度対象）を策定し、平成28年度に第2次計画を策定予定。

（注3）「家読」（うちどく）…「家庭読書」、「家族読書」の略語で、「家族ふれあい読書」のこと。

（注4）「ビブリオバトル」…だれでも（小学生から大人まで）開催できる本の紹介コミュニケーションゲーム。「知的書評合戦」と訳される。

主要な施策 5 芸術文化活動の推進

現状と課題

近年、少子高齢化や自然災害、不安定な景気等社会情勢が大きく変化し、人々の価値観や生き方も様変わりしてきました。一方で、心の豊かさを求める人々が増える傾向にある中、芸術文化活動は趣味の対象としてだけでなく、都市政策の中でより大きな役割を担うようになっていきます。

町の歴史を遡ると、江戸時代後期に伝わったお囃子や車人形が現代までしっかりと継承されています。また、各行政区や学校区ごと、さらにみよしまつり等の全住民対象の取組が行われています。しかしながら、日本各地で地域コミュニティ維持の危機が叫ばれる今日、三芳町にも徐々に危機は訪れています。

提言書（注1）には、「芸術文化活動の役割は、ワクワク・ドキドキ感や癒やし、励まし等を関係する人々に与えることと、人間関係や地域社会の関係（コミュニティ）の維持・形成であると考えられる」と示されています。芸術文化活動は、人間らしく生きていく力を秘めた人間固有の活動です。人と人が触れ合い、関係し合い、認め合い、育ち合い、豊かな社会を形成することを少しずつ進めることができます。また、芸術文化活動は人類史とともに淡々と私たちの共通財産になってきたことを忘れてはなりません。

町の芸術文化を未来の人々へとつなげていくためには、時代や世代が変わろうとも、芸術文化活動の推進をまちづくりの根幹の一つに据え続け、住民が主役となる様々な施策を展開しなければなりません。

今後の方向性

- 創造性豊かな芸術文化活動の鑑賞機会の提供及び参加促進を充実していきます。
- 住民が主役となる芸術文化活動を推進し、地域コミュニティの維持・形成を図り、芸術文化のまちづくりを目指します。
- 様々な人たちに芸術文化活動に触れてもらうために、積極的にアウトリーチ（注2）活動を推進します。
- 指定管理者との連携を強め、多様なニーズに対応します。

主な取組

（1）芸術文化活動の充実

- ・国内トップレベルの芸術文化鑑賞事業を充実させるとともに、独自のかつ創造的な芸術文化事業に取り組み、住民の創造力や感性を刺激し、豊かな人間性をはぐくみます。



- 芸術文化ポータルサイトを用意し、様々な芸術文化活動や事業、練習・発表等のスペースなどの情報を集約・整理し、住民及び広く地域の人々が気軽に芸術文化活動の情報に触れることのできる機会を提供します。また、サイトを通じて団体・個人同士の交流を促進させます。

(2) 住民が主役となる芸術文化活動の推進

- 芸術文化支援事業制度を立ち上げ、経費面の支援及び独創的な事業を実現できるよう助言等のサポートをし、住民の芸術文化活動を推進していきます。
- 住民が気軽に参加できる芸術文化活動や事業を充実させ、住民相互の交流を図り、希薄となりつつある地域コミュニティの維持・形成を図ります。

(3) 子どもたちを中心としたアウトリーチ活動の充実

- 学校、保育所、幼稚園、児童館でのアウトリーチを充実させ、子どもたちが音楽の生演奏や楽器等まつわる話を演奏者から身近な距離で体感することで、想像し合い、工夫し合い、認め合うなど、芸術文化への関心を深め、豊かな感性を育てます。
- 公共施設、商業施設、福祉施設、病院、企業、自然地など、町内の様々な施設でのコンサートを定期的に展開し、広く住民が芸術文化に触れて関係し合うことのできる機会を提供します。

(4) 芸術文化活動による住民サービスの充実と活動の推進

- 指定管理者との連携を深め、民間企業の汎用性・柔軟性を生かしながら、より良い住民サービスの充実・向上に取り組みます。また、団体・個人を問わず躍動的に活動できるよう「(仮称)芸術文化のまちづくり条例」の制定に取り組みます。



大型商業施設での中学校吹奏楽部合同演奏



楽器に触れることができる体験イベント

【用語解説】

(注 1) 「提言書」…芸術文化による豊かなまちづくりを目指して、三芳町は平成25年に三芳町芸術文化懇談会及び政策研究所内に芸術文化プロジェクトチームを設置。2年をかけて審議され、平成27年3月に「生きる力を育む芸術文化～ワクワク、ドキドキの芸術文化を目指して～」提言書が発表された。

(注 2) 「アウトリーチ」…コンサート活動に触れる機会が少ない人たちのところに、演奏者が外向いて音楽を楽しんでもらう活動を“アウトリーチ(英語で「手を伸ばす」という意味)”と呼んでいます。音楽への関心を深め、感性を育てることを目的としている。

主要な施策 1 スポーツ・レクリエーション活動の推進と健康づくり

現状と課題

現代社会における私たちの暮らしは、交通機関の発展や快適な生活設備の拡充等利便性が高まる一方で、運動不足による生活習慣病や精神的なストレスが増加し、心身の健康保持、コミュニケーション不足が問題になっています。本格的な高齢化社会を迎え、高齢者の介護予防や健康づくり等に、身近で手軽にできるスポーツの需要が高まっています。一方では、子どもたちの基礎的運動能力は依然として低い状況にあり、子どもたちの体力づくりは喫緊の課題となっています。

そうした現状を受け、ニュースポーツ（注1）大会や体育施設指定管理者による各種スポーツ大会や教室の企画・プログラム等を通して、住民のスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ることが必要です。

また、平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックや、日本人アスリートの海外での活躍等により、スポーツへの関心がより高まる中、三芳町では全国大会等で優秀な成績を収める選手も見受けられ、青少年を含め将来有望な選手の応援をするためにも、スポーツ選手奨励制度も含め、スポーツ推進計画等を策定する必要があります。

今後の方向性

- スポーツ・レクリエーション活動の総合的な推進のため、各種大会や教室等の充実を図ります。
- 住民の健康づくりに向けて、スポーツ推進計画等の策定を目指します。
- スポーツ施設の整備を図るとともに、指定管理者との連携を強め、多様な住民ニーズに対応します。

主な取組

(1) スポーツ・レクリエーション活動の総合的な推進

- ・多様化するスポーツ・レクリエーション活動やだれでも気軽に参加できる各種大会やイベント、教室等の充実に努めます。
- ・体育協会、スポーツ推進委員、スポーツ団体等との連携により、住民のスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、各世代に向けた健康づくりにつながる推進体制の強化を図ります。

- 総合体育館を拠点とするあらゆる世代に対応した健康サポート事業を積極的に展開します。
- 障がい者スポーツへの理解及び調査研究を行います。

(2) スポーツ推進計画等の策定

- スポーツ推進審議会等を通して、総合的・体系的なスポーツ推進計画の策定を進めます。
- 競技スポーツの高揚や競技力の向上を図った優秀なスポーツ選手を顕彰・表彰するとともに、スポーツ選手の奨励制度の創設を進めます。

(3) 指定管理者とのパートナーシップの充実

- 指定管理者による管理運営の充実と積極的なスポーツ事業の展開を促し、民間事業者の専門的な知識を生かした高品質で満足度の高い住民サービスの提供を図ります。
- 町と指定管理者が協議の場を引き続き設け、情報の共有化を図りながら目標を定め、多様な住民ニーズに対応します。

(4) スポーツ施設の整備・充実

- 年齢と体力に応じ、日常的に行うスポーツ・レクリエーション活動のための身近なスポーツ施設の整備に努めます。
- 住民のスポーツ活動をより一層推進するため、多目的広場等の屋外スポーツ施設・設備など、長寿命化やバリアフリー化を含む整備計画を検討し、必要に応じて改修整備を行い、利用者の安全確保に努めます。
- 身近なスポーツ・レクリエーション活動の場として学校体育施設等の利用促進に努め、地元企業、大学等のスポーツ施設の地域への開放や有効利用について検討します。

(5) 総合型地域スポーツクラブ（注2）の育成

- 身近にだれもがスポーツに親しむことができるよう、住民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブの育成に努めます。

【用語解説】

(注1) 「ニュースポーツ」…新しく考案された、あるいは、新しく日本に紹介されたスポーツの総称。ソフトバレーボール、ラケットテニス、キンボールなど。

(注2) 「総合型地域スポーツクラブ」…子どもから高齢者（多世代）まで、様々なスポーツを愛好する人々（多種目）が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加（多種目）できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。



総合体育館

主要な施策 2 スポーツ指導者の育成と スポーツ活動支援

現状と課題

三芳町では、体育協会をはじめとする各種団体が中心となって各種スポーツ大会・教室等が開催されています。また、ニュースポーツ大会等も開催され、インディアカにおいては、全国優勝を収め世界大会に出場するなど、様々な成果があがっています。学校では、部活動等の中で県大会や関東大会に出場を果たしていますが、一方で部活動が縮小、休止している状況にあるため、外部指導者を積極的に活用しています。地域のスポーツ活動支援においては、子どもたちを中心に地元企業と体育施設指定管理者の協働により、みよしジュニアハンドボール教室を開催し、平成26年には、みよし大崎ジュニアハンドボールチームを結成するなど、事業を継続的に展開しています。

住民ニーズが多様化する中、様々なスポーツ種目に対応できるスポーツ指導者や、地域のスポーツ活動の連絡・調整役であるスポーツ推進委員の活動が注目されています。

今後は、住民だれもが、いつでも、どこでも、それぞれの目的に応じて気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動を提供できる活動環境や指導体制を充実し、関係団体やボランティア、民間事業者等の協力や支援により生涯スポーツを推進していくことが必要です。

今後の方向性

- 地域スポーツ指導者の養成・支援及びスポーツ推進委員の活動を支援します。
- 地元企業や大学等との連携を図り、スポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。
- 体育協会等の関係機関と協力し、学校や地域におけるスポーツ活動のサポートに努めます。

主な取組

(1) スポーツ指導者の育成・支援

- ・競技スポーツから手軽にできるニュースポーツ等の地域スポーツ指導者の育成のための研修会等の開催や派遣を進め、質の高い指導者の育成に努めます。
- ・スポーツ推進委員に従来求められているスポーツの実技指導やスポーツに関する指導・助言に加えて、地域住民の要望に応えるスポーツ活動のコーディネーターとしての研修等の充実を図ります。



- スポーツ推進委員が各地域で行う個別のスポーツや健康に関する活動やスポーツ推進委員連絡協議会で開催する各種事業等を支援します。
- 地域から育ったトップアスリートや地元企業を含むその経験を有する者を様々なスポーツ団体等で活用し、地域住民のスポーツ参加気運を高め、ジュニア育成等の地域貢献として技術や経験を還元させる取り組みに努めます。
- 大学等と連携を図り、学生等の意欲ある人材の発掘やリーダーの養成に努めます。



みよし大崎ジュニアハンドボールチーム

(2) 団体・NPO・民間事業者との連携・協働

- 体育協会及び各種スポーツ団体等と役割を分担し、相互の連携や協働を図りながら、各団体の自主的な活動を引き続き支援します。
- 協働パートナーとしての各種団体との連携を強化し、スポーツを通じて町の活性化を図ります。
- 地元企業・指定管理者との協働により、ハンドボールをはじめとしたスポーツ活動の推進を図ります。
- 学校スポーツとの連携を深め、スポーツ団体による部活動等のサポートに努めます。



ラケットテニス大会



町民体育祭

主要な施策 1 文化財の保存と活用

現状と課題

文化財は、保護の手をさしのべなければ消えていってしまう貴重なふるさとの財産であり、その保護の徹底が求められています。また、地域の歴史・文化を正しく理解するうえで欠くことのできないものであり、将来の発展・向上への礎となるものです。先人から受け継いだ文化財や自然環境を将来にわたり保護・保存していくことこそ現代に生きる私たちの使命として、文化財の保護を積極的に進めていく必要があります、そのための調査計画や調査体制を整備し、調査研究を推進していくことが重要です。

遺跡すなわち埋蔵文化財も、私たちの郷土の歴史を知るうえで欠くことのできない文化財です。しかし、土の中に埋もれている状態で残されているため、一見してそこに遺跡が存在することを把握できません。三芳町には、現在33か所の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）が知られています。このため、遺跡地図等を刊行して周知を図っていますが、遺跡は、一度壊してしまうともとに戻すことはできないため、開発行為等に伴い破壊されるおそれのある場合には、発掘調査を実施し、記録保存を行っています。調査の途中で貴重な遺構や遺物が出土した場合には、現地説明会や展示会を行い遺跡の周知・公開に努め、調査後は、調査報告書を刊行して活用を図っています。遺跡の発掘調査に当たっては、開発事業と遺跡保護との調整を図りながら事業を進めることが必要で、専門的職員の知識や技術が、次の世代に適切に継承されていくようにしなければなりません。

また、町には様々な暮らしの知恵や伝統技術を保持する方や団体が存在します。これらの技術や知恵を受け継ぐことのできる環境を整え、そこで活動している人々に活躍の場を提供していくとともに、地域の歴史を守り伝える活動や技術の継承を行う人材の育成を支援していくことも必要です。

今後の方向性

- 貴重な文化財を適切に保護・保存していくために必要な調査体制を整備し、調査研究を進めます。
- 遺跡の的確な把握と周知、調査体制の整備に努め、遺跡の保護を推進します。
- 「三富開拓地割遺跡」(三富新田) (注1)の保全に努めます。
- 車人形や里神楽、各地域のお囃子など、民俗文化財の公開と後継者の育成を支援します。
- 文化財情報を広報やホームページ、パンフレット等を通じて発信し、文化財への関心や興味を喚起します。

主な取組

(1) 遺跡の周知と記録保存調査の実施

- ・遺跡の把握を推進します。

- 開発に伴う遺跡範囲確認調査を実施します。
- 遺跡の内容を把握するための試掘確認調査を推進します。
- 開発事前協議体制の整備を推進します。
- 情報収集、文化財のパトロールを強化します。
- 開発により失われる埋蔵文化財の記録保存調査（発掘調査）体制整備を推進します。
- 発掘調査報告書を刊行し、調査成果の公表を促進します。
- 調査成果に基づく遺跡分布地図の改訂を行い、遺跡の情報提供に努めます。
- 発掘調査現場見学会を充実させ、遺跡の公開に努めます。
- 次世代を担う担当職員の育成を推進します。

(2) 指定文化財の保護・拡充

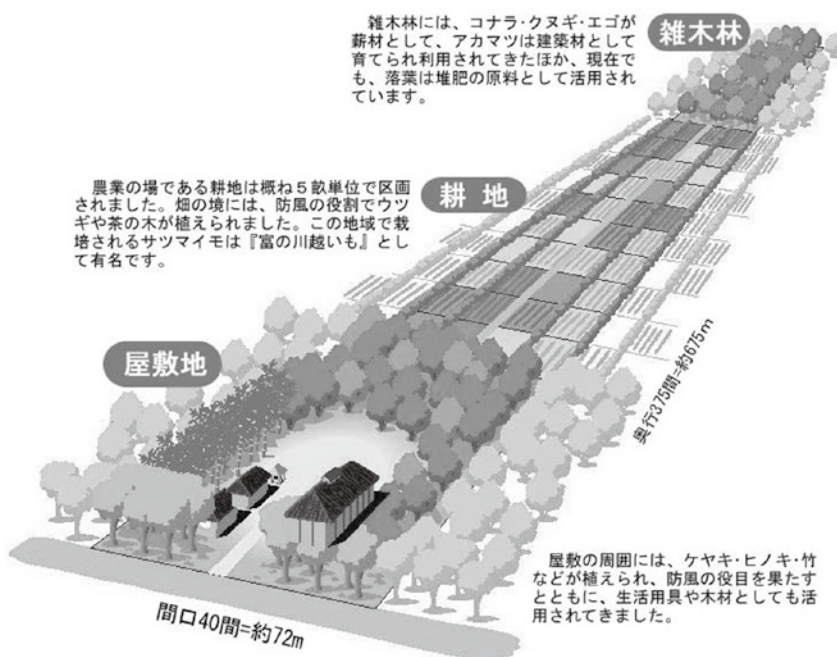
- 文化財保護審議委員会の意見を基に、重要な資料は三芳町指定文化財として保護・保全を推進します。
- 修補、修復、保護が必要な文化財へ適切な措置を講ずるための支援を拡充します。
- 文化財の滅失・散逸を防ぐため、情報収集を図るとともに保護にかかる適切な指導助言を推進します。
- 三富新田に関する調査・研究を推進し、三富新田の普及啓発に取り組みます。
- 三富新田における各種啓発事業を充実させ、三富新田の周知を図ります。

(3) 郷土芸能の保護と育成支援

- 町に伝えられるお囃子や竹間沢車人形・里神楽等の郷土芸能を将来に伝えるため、継承者が行う伝承活動を積極的に支援するとともに、公開事業や伝承教室の充実を図ります。

【用語解説】

(注1)「三富開拓地割遺跡」(三富新田) …元禄7年～9年(1694～96)にかけて川越藩主柳沢吉保の命により開拓された畑作新田。上富・中富・下富の三村から成り、三富新田と呼ばれている。武蔵野の新田開拓村の典型的な地割を現在も残し、埼玉県指定旧跡となっている。



一軒分の地割図

主要な施策 2 資料館活動の充実

現状と課題

資料館は、三芳町の歴史、民俗、文化に関する資料の収集、保存、展示、調査及び研究を行うとともに、これらの活用を図り、住民の郷土愛の醸成と文化的向上に寄与するために昭和61年に設置された施設です。展示施設として、資料館本館のほかに資料館敷地内に旧池上家住宅、上富地区には分館に当たる旧島田家住宅が保存され公開されています。これらの施設を有効に活用していくためには、資料の調査・研究・保存に向けた事業の充実を図り、それらの成果を活用した展示や講座等の事業の推進が必要となります。資料館事業の充実は、住民の地域文化の保護意識の向上に寄与するばかりでなく、地域資料を生かした文化事業の創造に貢献できるものです。このように町の生涯学習の発展のための一翼を担う学習施設となるべく、資料館活動を充実させることが必要となります。

また、設置後30年を経過する施設であるため、来館者の安心・安全が確保できるよう施設の維持管理や修繕を計画的に実施していくことが必要です。

今後の方向性

- 地域文化の再認識や創造に寄与するため、地域の歴史や文化を様々な手法で発信するとともに、生涯学習ニーズに応える事業を進めます。
- 資料の収集・保管・展示を充実させるとともに、調査研究を進め、成果を生かした事業充実を図ります。
- 歴史や文化を大切に作る心をはぐくみ、町の歴史・文化の発信拠点となるべく事業の充実を図ります。

主な取組

(1) 資料収集・資料保存の充実

- ・町内の様々な歴史・文化に関する資料を収集・保存し、調査研究を推進します。
- ・資料の修復に努め、その保存体制の充実を図ります。
- ・無形の歴史・文化資料の継承への助力と記録保存の充実を図ります。
- ・担当職員を専門的研修へ派遣し、知識・技術の向上に努めます。

(2) 展示事業の充実と推進

- ・地域文化や地域の歴史を紹介する展示の充実を図ります。
- ・常設展示「拓く」をテーマに新資料の展示など、リニューアルを検討します。
- ・個別的なテーマや調査研究の成果に基づいた企画展示の充実を図ります。



- 旧池上家住宅及び旧島田家住宅における歳時記展示や年中行事の再現展示等の充実を図ります。
- パンフレットやリーフレット等を刊行し、展示の充実を図ります。

(3) 郷土学習、体験事業の展開

- 資料館まつり等を開催し、文化財や資料館を身近に感じられる事業の充実を図ります。
- 土曜体験教室など、だれでも気軽に歴史や文化に触れることのできる体験事業の充実を図ります。
- 歴史講座や文化財巡りなど、地域や関連した周辺の文化財を生かした郷土学習事業の充実を図ります。
- 伝統的な行事や先人の知恵を伝える体験学習の展開を推進します。
- 総合的な学習の時間や社会科見学、学校への出前授業など、学校との連携を図ります。
- 住民自らが町の歴史や文化の担い手として活躍できるよう、見学者への解説や事業運営を行うボランティアの育成を図ります。
- ボランティアを活用した体験事業等の充実を図ります。
- 旧池上家住宅及び旧島田家住宅において、それぞれの地域の特徴を生かした事業展開を図ります。
- 近隣市町の博物館や資料館と連携し、効率的な事業展開を図ります。



土曜体験教室（火おこし）



資料修復（古文書）



ボランティア活動（さつま苗床づくり）



体験学習（水くみ）

第3章 計画の推進

計画を推進するために

- 1 社会との関係、支援・協力
- 2 学校や社会教育機関等の活動、連携・協力体制の強化

指標一覧

計画を推進するために

1 社会との関係、支援・協力

(1) 地域との連携

子どもの成長は、学校や家庭における教育だけではなく、地域の中における人との触れ合いや様々な体験活動を通して、社会性が形成されることによってはぐくまれます。また、子どもたちの安心・安全の確保のためには、地域ぐるみの安全体制の整備を進めていく必要があります。

安心・安全に子育てができる環境づくり、犯罪や非行に対する地域の抑止力を高めるためには、より一層住民相互のつながりを深め合うことが大切です。

そのためには、学校・家庭・NPO・大学・企業や行政連絡区、青少年育成関係団体、様々なボランティア団体等と連携・協力し、その力を生かすことが不可欠です。

(2) 家庭との連携

家庭教育は、子どもが成長する過程で基礎となる、基本的な生活習慣や社会的ルールを身に付けるうえで重要な役割を果たしています。しかし、近年では核家族化や地域とのつながりの希薄化、労働形態の多様化等により、子育てに関する不安や悩みを気軽に相談、情報交換できる場が少なくなっています。

家庭の教育力を高めるためには、保護者がその役割を自覚し、子どもの基本的な生活習慣や自立心、社会性等をはぐくんでいかなければなりません。

今後も、学校と家庭、地域が一体となって連携・協力関係を深めるとともに、安心して子育てできる環境づくりを支援していきます。

(3) 企業や大学等、他機関との連携

三芳町では、協働のまちづくりの一環として、平成24年6月に町内にある淑徳大学との間で「教育連携に関する協定」を締結し、学生が町内小学校で教育実習や教育実践演習（フィールドスタディ）を行っています。さらに、授業や部活動の補助など、町内小中学校でボランティアとして活動しています。また、企業スポーツとしてハンドボールチーム「大崎オーソル」を有する大崎電気工業株式会社と連携し、みよし大崎ジュニアハンドボールチームを結成するなど、スポーツを通じた交流活動を実施しています。

また、中学校の進路指導・キャリア教育の一環として、町内外の事業所の協力により、農業、製造、販売、接客等様々な職業を体験する活動も行っています。

今後も、学校の教育活動全体を通じてこうした取組を継続するとともに、地域の絆を深めていくことが重要です。



2 学校や社会教育機関等の活動、連携・協力体制の強化

(1) 学校の活動

子どもたちの豊かな人間性の形成と安心・安全の確保のためには、学校・家庭・地域が一体となって子どもを育成する環境を整備することが不可欠です。

そのためには、保護者・地域住民の学校教育への参画と理解を深める取組を充実するとともに、ボランティア団体等と積極的に連携し、地域の教育力を結集して、社会全体で学校を支える体制を整備します。

(2) 社会教育機関等の活動

町内には、社会教育活動、生涯学習・地域活動の拠点施設として公民館、図書館、歴史民俗資料館等が設置されています。

公民館では、いつでも、だれでも、気軽に立ち寄れる「地域の居場所」としての公民館運営を目指して、多様化する住民の主体的な生涯学習を支援するとともに、施設提供や事業運営等を行っています。住民の「学びたい」「知りたい」という願いに応えるために、地域・学校・諸団体等とともに企画運営を行い、地域の人材、特色を生かした活動を行っています。

図書館では、資料提供のほか、各種講座や児童向けおはなし会など、様々な事業を積極的に実施し、読書活動推進に取り組んでいます。保健センター・小学校との連携により、子どもの成長過程に適した読書推進活動として「ブックスタート」「ブックスタートプラス」「ブックリスト作成、配布」を実施するなど、他機関とも連携・協力して事業を展開しています。

歴史民俗資料館では、三芳町の歴史、民俗、文化に関する資料の収集、保存、調査・研究を行うとともに、それらの成果を活用した展示や講座教室を行っています。その一環として、総合的な学習の時間や社会科見学、出前授業など、学校と連携・協力した事業を展開しています。さらに、住民自らが町の歴史や文化の担い手として活躍できるようボランティアを育成・活用し、体験事業等の充実にも力を入れています。

今後も、学校や地域との連携・協力体制を強化し、地域に根差した教育活動を行うとともに、町部局や他機関とも連携した横断的な事業展開を実践していきます。

指標一覧

基本方針 1 「未来を拓く学びの力」

施策名	施策指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 35 年度)	ページ
確かな学力の育成	全国学力・学習状況調査において、全国平均正答率を上回る正答率となった調査種別の数	小学校 6 年生 1 / 4 中学校 3 年生 1 / 4	小学校 6 年生 4 / 4 中学校 3 年生 4 / 4	16
	全国学力・学習状況調査において、公立の全国平均正答率を超えた国語 A、国語 B、算数 A、算数 B 等の調査種別の数			
	習熟の程度に応じた授業を実施している学校の割合	75.0%	100%	
	児童生徒一人一人の学習の習熟度に応じた指導を実施している学校の割合			
伝統と文化を尊重し グローバル化に対応 する教育の推進	中学生海外派遣事業への参加人数	225人	399人	18
	中学生海外派遣事業への延べ参加人数			
時代の変化に対応する 教育の推進	ICT を活用して指導できる教員の割合	73.2%	90.0%	20
	「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、授業中にコンピュータ等 ICT を活用して指導することが「わりにできる」「ややできる」と回答した教員の割合			
進路指導・キャリア 教育の推進	将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合	小学校 6 年生 88.5% 中学校 3 年生 66.9%	小学校 6 年生 95.0% 中学校 3 年生 80.0%	22
	全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、「将来の夢や目標を持っている」という質問に「当てはまる」または「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合			
特別支援教育の推進	小中学校における特別支援学級、通級指導教室の設置率	50.0%	75.0%	24
	小中学校において、特別支援学級、通級指導教室を設置している学校の割合			



施策名	施策指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 35 年度)	ページ
特別支援教育の推進	支援籍学習を実施している学校の割合	25.0%	75.0%	24
	埼玉県立特別支援学校に在籍している児童生徒が、町内小中学校において、支援籍学習を実施した学校の割合			
豊かな心をはぐくむ教育の推進	児童生徒の8割以上に身に付いている「規律ある態度」の項目数	—	108項目 (100%)	26
	埼玉県実施の質問紙調査において、「規律ある態度」の調査項目の達成率が8割を上回る項目数			
	児童生徒一人当たりの貸出数	小学校 28.2冊 中学校 5.2冊	小学校 30.0冊 中学校 7.0冊	
	学校図書館の本について、1年間の児童生徒一人当たりの貸出数			
	普段(月～金)1日当たり全く読書をしな いと回答した児童生徒の割合	小学校6年生 23.5% 中学校3年生 25.1%	小学校6年生 10.0% 中学校3年生 10.0%	
	全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、「普段(月～金)1日当たり全く読書をしな い」という質問に「当てはまる」または「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合			
教育相談・生徒指導の充実	不登校児童生徒の割合	小学校 0.13% 中学校 2.49%	小学校 0.1% 中学校 2.0%	28
	1年間に、病気等を除き、30日以上欠席した児童生徒の割合			
人権を尊重した教育の推進	人の気持ちが分かる人間になりたいと回答した児童生徒の割合	小学校6年生 95.6% 中学校3年生 95.8%	小学校6年生 98.0% 中学校3年生 98.0%	30
	全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、「人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか」という質問に「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合			

第3章 計画の推進

施策名	施策指標	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成35年度)	ページ
体力の向上と学校体育・健康教育の推進	朝食を毎日食べていると回答した児童生徒の割合	小学校6年生 90.9% 中学校3年生 86.3%	小学校6年生 96.0% 中学校3年生 96.0%	32
	全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、「朝食を毎日食べている」という質問に「している」と回答した児童生徒の割合			
	新体力テスト72項目(8項目×9学年)のうち、町の平均値が埼玉県の平均値と同等か上回る項目の割合	47.2%	80.0%	
新体力テスト72項目(8項目×小学校6学年+中学校8項目×中学校3学年)のうち、町の平均値が埼玉県の平均値と同等か上回る項目の割合				
教職員の資質能力の向上	教員一人当たりの研究授業の実施回数	1.4回	3.0回	34
	各学校で年間に行われる研究授業の平均実施回数			
学習環境の整備・充実	学校図書館の蔵書基準冊数の達成率	79.0%	100%	36
	学校図書館図書標準(文部科学省が定めた学校規模に応じて学校図書館に整備すべき蔵書数)と比べた蔵書数の割合			
学校・家庭・地域が一体となった教育の推進	ボランティア等による授業サポートを行ったと回答した学校の割合	75.0%	100%	38
	全国学力・学習状況調査の質問紙調査において、ボランティア等による授業サポートを「よく行った」「どちらかといえば行った」と回答した学校の割合			
子どもたちの安心・安全の確保	救急救命講習や訓練(AEDの操作方法を含む)を実施した学校の割合	75.0%	100%	40
	学校の教職員を対象に、救急救命講習や訓練(AEDの操作方法を含む)を実施した学校の割合			



施策名	施策指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 35 年度)	ページ
学校給食の充実	食育指導取組時間数	39時間	70時間	42
	各小中学校における小学校2年生・中学校1年生の児童生徒及びPTA・教職員に対する「食に関する指導」の総時間数			
	地場産野菜の使用率	24.0%	30.0%	
	学校給食における地場産野菜の使用率			

基本方針 2 「生涯にわたる学びと活動の場」

施策名	施策指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 35 年度)	ページ
家庭教育支援	家庭教育学級の参加者数	878人	1,200人	44
	小中学校で開設される家庭教育学級に年間を通して参加する保護者（学級生）の延べ人数			
青少年健全育成活動の推進	子ども110番の家 の設置	52件	300件	46
	町内の子ども110番の家設置件数			
	各地区子ども会育成 会加入率 (会員数÷児童数)	82.0%	85.0%	
	町内における子ども会育成会の加入率			
人権教育活動の推進	人権教育研修・講座の 参加者数	750人	800人	50
	人権教育研修・講座に参加した延べ人数（年間）			
公民館活動の充実	公民館の利用件数	6,897件	8,060件	52
	公民館の年間延べ利用件数			
	公民館事業における 連携事業の割合	53.0%	75.0%	
	公民館と地域が連携した事業割合			

第 3 章 計画の推進

施策名	施策指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 35 年度)	ページ
図書館サービスの充実と読書活動の推進	人口一人当たりの図書館利用回数	3.78回	3.82回	54
	図書館本館と分館を合わせた年間利用者数を町内全人口で割ったもの			
	主催・共催事業回数 (館内・館外)	292回	295回	
	児童対象おはなし会、大人対象講座、館外開催講座など、主催・共催事業の年間開催数			
スポーツ・レクリエーション活動の推進と健康づくり	スポーツ・レクリエーション大会等の参加率	0.8%	3.0%	58
	町内全人口（小学生以上）のうち、町が主催する生涯スポーツ事業に参加した人数の割合			
	体育施設の利用率	屋内71.62% 屋外59.25%	屋内75.0% 屋外65.0%	
	体育施設の利用時間枠のうち、利用された枠の割合 注)屋内の利用時間枠は、開放日数に5区分（午前・午後1・午後2・夜間1・夜間2）を乗じた数 注)屋外の利用時間枠は、開放日数に月別利用単位数（2時間単位）を乗じた数			
文化財の保存と活用	文化財教育活動への参加者数	279人	300人	62
	文化財講座・教室、郷土芸能後継者育成事業等への参加延べ人数			
	埋蔵文化財調査対応件数	13件	15件	
	埋蔵文化財発掘調査及び試掘確認調査等、遺跡の保護に係る年度内対応件数			
資料館活動の充実	旧島田家住宅及び三富新田訪問者数	10,400人	11,000人	64
	旧島田家住宅入館者及び三富新田を見学等で訪れた人（推計）の総数			
	歴史民俗資料館への月平均入館者数	468人	500人	
	歴史民俗資料館への月平均入館者数			

資料

計画策定の経緯

三芳町教育振興基本計画検討委員会設置要綱

三芳町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、庁内職員による「三芳町教育振興基本計画検討委員会」で素案をつくり、教育に関して学識経験を有する方や公募による住民代表の方で構成される「三芳町教育振興基本計画策定委員会」において議論を重ね、計画案の検討、作成を行いました。

検討委員会（庁内関係各課職員）

開催日	会議名等	主な審議内容
検討会議		
H27. 2		「三芳町教育振興基本計画検討会議」を設置 ※教育委員会部局職員のみ
H27. 2. 24	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 期計画の概要について ・ 第 1 期計画の検証について ・ 計画策定の流れについて
H27. 3. 25	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念（案）、基本方針（案）、施策体系（案）について ・ 第 1 期計画の検証について ・ 計画策定の流れについて
H27. 5. 13	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念（案）、基本方針（案）、施策体系（案）について ・ 第 1 期計画の検証について ・ 計画策定の流れについて
検討委員会		
H27. 5		「三芳町教育振興基本計画検討委員会」を設置 ※教育委員会部局及び町部局職員で構成
H27. 5. 28	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 期計画の概要について ・ 教育振興基本計画検討委員会及び策定委員会について ・ 第 1 期計画の検証について ・ 基本理念（案）、基本方針（案）、施策体系（案）について ・ 計画策定の流れについて
H27. 6. 30	第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念（案）、基本方針（案）、施策体系（案）について ・ 策定委員会委員について ・ 計画策定の流れについて



開催日	会議名等	主な審議内容
H27. 8. 13	第 6 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の施策体系（案）について ・ 施策策定シートについて（基本方針 1 の分野） ・ 施策策定シートについて（基本方針 2 の分野） ・ 計画策定の流れについて
H27. 11. 16	第 7 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の施策体系（案）について ・ 施策策定シートについて（基本方針 1 の分野） ・ 施策策定シートについて（基本方針 2 の分野） ・ 計画策定に係る事務等について ・ 計画策定の流れについて

策定委員会（外部委員）

開催日	会議名等	主な審議内容
H27. 9. 2	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定委員への委嘱状の交付 ・ 第 2 期計画策定に係る諮問について ・ 第 2 期計画策定にあたっての概要説明 等
H27. 9. 29	第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策策定シート（基本方針 1 の分野）の内容について
H27. 10. 27	第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策策定シート（基本方針 2 の分野）の内容について
H27. 12. 2	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策策定シートのまとめ（案）について
H28. 2. 8	第 5 回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 期三芳町教育振興基本計画の答申（案）について ・ 第 2 期三芳町教育振興基本計画の策定について（答申） ・ 計画策定の今後の流れについて

その他

期日	主な内容
H27. 12. 28 ～H28. 1. 27	「第 2 期三芳町教育振興基本計画(案)」に対するパブリック・コメントの実施
H28. 2. 10	定例教育委員会にて「第 2 期三芳町教育振興基本計画(案)」提案
H28. 4. 1	「第 2 期三芳町教育振興基本計画」公表

三芳町教育振興基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく教育振興のための施策に関する基本的な計画の策定を円滑かつ計画的に行うため、三芳町教育振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 三芳町教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の案を作成する。
- (2) その他検討委員会の目的を達成するために必要な事項を協議するとともに総合的な調整を行う。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員長は、教育長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員は、町職員のうちから委員長が指定する者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求めて意見若しくは説明を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。



三芳町教育振興基本計画検討委員会委員名簿

課名等	職名
教育委員会	教育長
教育総務課	課長
	副課長
学校給食センター	所長
学校教育課	課長（学校教育課参事）
	副課長
	指導担当主幹
生涯学習課	課長
	副課長
	スポーツ推進担当主幹
公民館	館長（藤久保・中央）
	館長（竹間沢）
図書館	館長
文化財保護課	課長
福祉課	副課長
こども支援課	副課長
政策推進室	政策推進担当主幹

（課名等及び職名は平成27年度末現在）



三芳町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するため、三芳町教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、教育振興基本計画に関することについて検討・協議し、その結果を三芳町教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから三芳町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学校教育関係者
- (3) P T A関係者
- (4) 幼児教育関係者
- (5) 社会教育関係者
- (6) 青少年健全育成関係者
- (7) 住民を代表する者
- (8) その他教育長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会における審議結果を教育委員会に答申するまでの間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。



三芳町教育振興基本計画策定委員会委員名簿

[敬称略]

選出区分	氏名	職名
学識経験者	◎ 上島 三介	三芳町社会教育委員長
学校教育関係者	柿沼 秀樹	三芳町立竹間沢小学校長
	○ 藤本 直己	三芳町立藤久保中学校長
P T A 関係者	柳 好典	三芳町連合 P T A 連絡協議会会長
幼児教育関係者	伊藤 和江	三芳町立第二保育所長
社会教育関係者	梶田 吉久	三芳町公民館運営審議会委員長
	吉野 浩之	三芳町体育協会会長
	阿部 英雄	三芳町図書館協議会委員長
青少年健全育成 関係者	日下部 辰男	青少年育成 三芳町民会議会長
住民代表者	片岡 眞知子	(公募)
	荒田 博之	(公募)

(◎印は委員長、○印は副委員長、職名は平成27年度末現在)



平成 28 年 4 月発行

編集：三芳町教育委員会教育総務課

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100-1

TEL 049-258-0019 Fax 049-274-1056

E-Mail kyousoumu@town.saitama-miyoshi.lg.jp

